

認め合い ともに創り 支えあうまち かみさと

第4次 かみさと 男女共同参画推進プラン



令和6年3月

⊕ 上 里 町

男女共同参画社会を 実現するために

少子高齢化が進み、人口が減少していく中、活力ある社会の実現のためには、互いに人権を尊重し、性別や年齢に関わりなく、誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく生きることができる男女共同参画社会の実現が重要です。



上里町ではこれまでに、平成7年3月の「上里町女性行動計画」の策定に始まり、平成11年には、男女共同参画を推進する拠点として「上里町女性センター（ウィズ・ユー上里）」を開設し、平成13年には「男女共同参画都市」を宣言し、平成15年には「上里町男女がともに輝く町づくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、平成31年3月に平成31年度から令和5年度までを計画期間とする「第3次かみさと男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し様々な施策を展開してまいりました。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、減少したものの未だに根強く残っています。

今後は、現在の課題と社会情勢の変化に対応した「第4次かみさと男女共同参画推進プラン」に基づき、誰もが人権を尊重し認め合える意識づくり、誰もがいきいきと活躍する環境づくり、誰もが健やかで安全・安心に暮らせるまちづくりに努めてまいります。

男女共同参画社会の実現に向けて、町民、事業者、団体の皆様と協働し、各施策の推進に努めてまいりますので、皆様方の更なるご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました上里町男女共同参画推進審議会の皆様をはじめ、意識調査にご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

上里町長

山下 博一

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
5 計画策定の背景	4
第2章 上里町における男女共同参画の現状と課題	11
1 上里町の現状	11
2 男女共同参画に関する意識調査の結果概要	21
3 前期計画の推進状況と課題	30
第3章 計画の基本的考え方	33
1 基本理念	33
2 基本目標	34
3 施策体系	36
第4章 施策の展開	38
1 基本目標Ⅰ	38
2 基本目標Ⅱ	43
3 基本目標Ⅲ	50
4 数値目標	58
第5章 計画の推進にむけて	59
1 計画の推進体制	59
2 関係機関との連携の強化	59
3 計画の進行管理	59
参考資料	60
1 策定の経過	61
2 上里町男女共同参画推進審議会委員名簿	62
3 諮問	63
4 答申	64
5 男女共同参画に関する年表	65
6 男女共同参画関連法等	70

7	上里町男女共同参画都市宣言「宣言文」	94
8	用語集.....	95

※印のある用語は、95～101 ページに用語解説を記載しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

上里町は、「男女共同参画社会基本法」に基づく男女共同参画社会※の実現に向け、平成15（2003）年度に「上里町男女がともに輝く町づくり条例」を制定するとともに、平成31（2019）年度から令和5（2023）年度の5年間を計画期間とする「第3次かみさと男女共同参画推進プラン」を策定し、総合的かつ計画的な男女共同参画の施策を推進してきました。

国においては、令和2（2020）年12月に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を閣議決定し、基本的な方針の中では「男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人が幸福を感じられる、インクルーシブ※な社会の実現にもつながるものである」としています。

しかしながら、性別による役割分担意識は、いまだに根強く残っており、男女がともにいきいきと暮らすことができる社会の実現のため、男女共同参画の意識形成を目的とした啓発が重要となります。

また、人口減少や少子高齢化が急速に進む中、将来の労働力不足が懸念され、女性の職業生活における更なる活躍の推進、男女共同参画の視点に立った防災対策や男女間のあらゆる暴力に関する問題等、男女共同参画に関する様々な課題の解決が求められています。

このような中、現行計画の計画期間終了にあたり、令和4（2022）年度に実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」の結果をふまえ、男女共同参画社会の実現に向けた新たな課題に対応するため、「第5次上里町総合振興計画（後期基本計画）」に基づき、男女がそれぞれの個性と能力を認めあい、尊重しあう男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に推進するための指針として、「第4次かみさと男女共同参画推進プラン」を策定しました。

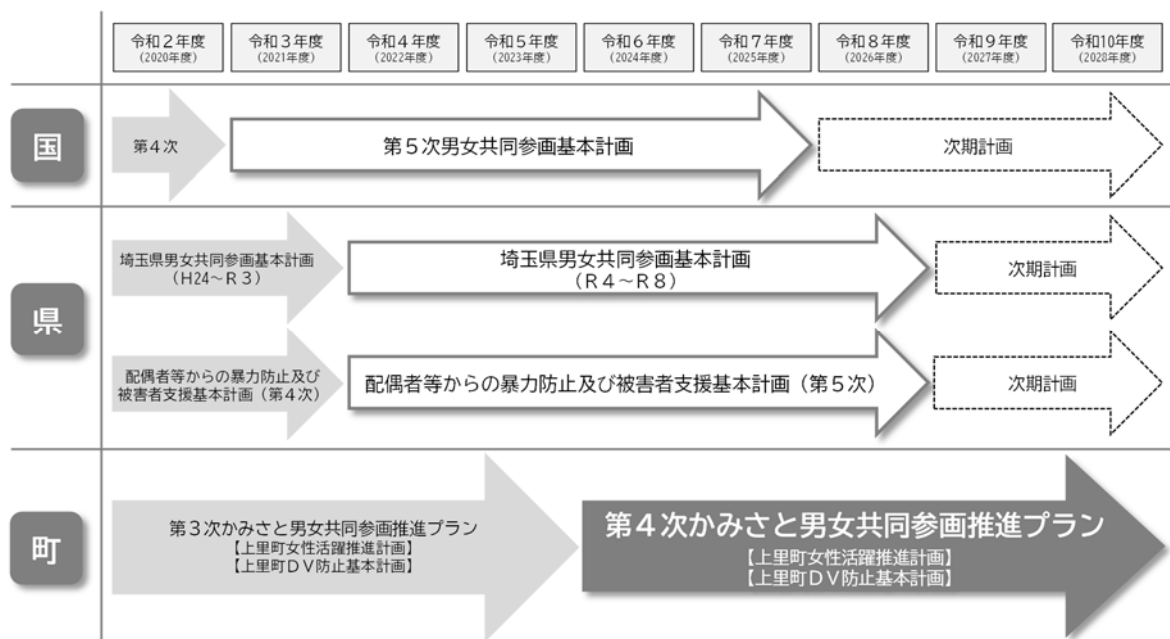
2 計画の性格と位置付け

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。
- (2) 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案して策定するものです。
- (3) 本計画の基本目標Ⅲ課題【1】に係る部分は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- (4) 本計画の基本目標Ⅱに係る部分は、女性活躍推進法※第6条2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- (5) 本計画は、「第5次上里町総合振興計画」や町における他の個別計画との整合を図った計画であるとともに「上里町男女がともに輝く町づくり条例」に基づき策定するものです。
- (6) 本計画は、令和4（2022）年に実施した「意識調査」の結果を参考とするとともに、町民の意見及び上里町男女共同参画審議会からの答申を尊重しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度（2024年度から2028年度）までの5年間とし、社会情勢や男女共同参画を取巻く環境の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。



4 計定の策定体制

本計画の策定にあたっては、令和4（2022）年度に男女共同参画に関する意識調査を実施したほか、知識経験者をはじめ、関係機関の代表、町民の代表者からなる「上里町男女共同参画推進審議会」において協議を行いました。

5 計画策定の背景

(1) 世界の動き

女性の地位向上を目指した取組については、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を大きな節目として、国際連合（以下、国連）を中心に世界各国で急速に進展しました。

昭和 54（1979）年の第 34 回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約※）」が採択されました。

平成 7（1995）年の「第 4 回世界女性会議」では、各国政府に自国の行動計画の策定とその実施責任を求める行動綱領が採択され、あらゆる政策及び計画に、社会的・文化的につくられた性差を解消するよう求めています。

平成 26（2014）年には、第 58 回国連婦人の地位委員会が、国連本部で開催されました。日本が提出した防災、災害救護、復旧復興のすべての段階における女性の参画や、女性のニーズへの配慮を求めること等を内容とする「自然災害におけるジェンダー※平等と女性のエンパワーメント※」決議案が採択され、多様な分野で男女共同参画の広がりをみせています。

平成 27（2015）年には国連で「持続可能な開発目標（SDGs※）」が採択され、SDGs の 17 の目標の 5 つ目には「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、性別を理由とする差別や不平等、女性や女兒に対する暴力等に終止符を打ち、すべての女性と女兒のエンパワーメントを図ることが求められています。

平成 28（2016）年、第 60 回国連婦人の地位委員会が、国連本部（ニューヨーク）で開催されました。「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」の合意結論と「パレスチナ女性の状況及びその支援」「紛争下における女性及び児童の人質解放」等の決議が採択されました。

令和 4（2022）年には国際女性会議 WAW！2022 を日本で開催し、女性が直面している課題と解決に向けた各国の取組を共有しました。

持続可能な開発目標（SDGs）とは

平成 27 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組み、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



■持続可能な開発目標

目標 1 貧困		1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2 飢餓		2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3 保健		3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4 教育		4. 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標 5 ジェンダー		5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
目標 6 水・衛生		6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7 エネルギー		7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標 8 成長・雇用		8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標 9 イノベーション		9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10 不平等		10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
目標 11 都市		11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 12 生産・消費		12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13 気候変動		13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14 海洋資源		14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15 陸上資源		15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16 平和		16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17 実施手段		17. パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

■施策ごとのSDGsにおける17の国際目標の対応一覧

			1 貧困	2 飢餓	3 保健	4 教育	5 ジェンダー	6 水・衛生
基本 目標	施 策							
Ⅰ 誰もが人権を尊重し 認め合える意識づくり	1	男女共同参画に関する 意識啓発の推進				●	●	
	2	男女共同参画を推進する 教育・学習				●	●	
	3	多様な性の理解促進			●	●	●	
Ⅱ 誰もがいきいきと 活躍する環境づくり	1	ワーク・ライフ・バランス （仕事と生活の調和）※の実現					●	
	2	働く場における 男女共同参画の促進					●	
	3	政策や方針の立案及び 決定過程への男女共同参画					●	
Ⅲ 誰もが健やかで安全・安心に 暮らせるまちづくり	1	あらゆる暴力の根絶	●		●	●	●	
	2	多様な立場の人々に 対する支援の充実	●		●		●	
	3	生涯を通じた 心とからだの健康促進			●		●	
	4	防災における 男女共同参画の推進					●	

7 エネルギー	8 成長・雇用	9 イノベーション	10 不平等	11 都市	12 生産・消費	13 気候変動	14 海洋資源	15 陸上資源	16 平和	17 実質手段
										
			●						●	●
			●						●	●
			●						●	●
	●		●						●	●
	●		●						●	●
	●		●						●	●
			●						●	●
	●		●						●	●
			●						●	●
			●	●					●	●

（２）国の動き

国においては、昭和 60（1985）年の女子差別撤廃条約の批准を契機に、法や制度の整備が進められ、男女労働者を対象とした「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下、男女雇用機会均等法[※]）や、「育児休業[※]、介護休業[※]等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下、育児・介護休業法）などが制定されました。

平成 11（1999）年には、女性と男性が互いにその人権を尊重し、喜びを分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を促進するため「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

平成 12（2000）年には、「男女共同参画社会基本法」に基づき、10 年間の長期的な方向性を示した「男女共同参画基本計画」が決定されました。その後、「男女共同参画基本計画」は第 2 次（平成 17（2005）年決定）、第 3 次（平成 22（2010）年決定）、第 4 次（平成 27（2015）年決定）と改定が進み、令和 2（2020）年には「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV[※]防止法）が制定されました。

平成 29（2017）年には、「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」ことが盛り込まれました。

平成 30（2018）年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律[※]」が施行され、国や地方議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができるだけ均等になることを目指すことが基本原則とされました。

第 5 次計画では「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」「男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会」「仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」の実現が目指されています。

（３）埼玉県の動き

埼玉県では、住民や地域社会の視点に立ち、地域の実情を十分に踏まえ、県民意見を最大限に反映した上で、総合的かつ計画的に推進するために、全国に先駆け平成 12（2000）年 3 月に「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成 14（2002）年 2 月に「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定し、あらゆる分野に男女共同参画と人権尊重の視点を取り入れることを主眼として、男女共同参画社会づくりのための具体的な道筋を示しました。

同年、県の施策を実施し、県民や市町村の取組を支援するため、「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」を開設しました。

平成 18（2006）年 2 月には平成 16（2004）年の「DV 防止法」の一部改正を受け、被害の発生防止から相談、一時保護、自立支援に至るまでの施策を総合的に推進するため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

平成 19（2007）年 2 月には、計画期間の最終年度を平成 23（2011）年度とするなど中間見直しを行い「埼玉県男女共同参画推進プラン」を改定しました。

平成 20（2008）年 5 月には、結婚や出産を機に退職した女性の再就職を支援するため、「埼玉県女性キャリアセンター」を「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」内に開設しました。

平成 24（2012）年 4 月に、働く場における女性の活躍を支援するため、埼玉県産業労働部にウーマノミクス※課を設置しました。

平成 29（2017）年 3 月に、「埼玉県男女共同参画基本計画（平成 29（2017）年度～令和 3（2021）年度）」を策定し、『男女共同参画社会の実現－男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉－』を目標とした取組が進められました。

令和 4（2022）年 3 月に、「埼玉県男女共同参画基本計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）」を策定し、『男女共同参画社会の実現～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～』を目標とした取組が進められています。

(4) 上里町の動き

平成7（1995）年3月、上里町女性行動計画の基本理念を制定しました。

平成8年8月、埼玉県立の女性センターを上里町に誘致するため、上里町女性会議が中心となり署名活動を実施し、平成11（1999）年7月、埼玉県内でもいち早く「上里町女性センター（平成13年にウィズ・ユー上里に愛称決定）」を開設しました。

平成11（1999）年7月、女性問題を所管する組織として、女性青少年課を新設しました。

平成13（2001）年11月に、男女がともに人権を尊重し、心豊かな活力あふれる上里町の実現のための「男女共同参画都市」をいち早く宣言しました。

平成15（2003）年6月に、男女共同参画の「上里町男女がともに輝く町づくり条例」を施行し、総合的かつ計画的な推進に必要な事項を定めました。

平成22（2010）年1月、「第4次上里町総合振興計画（前期基本計画）」の基本構想に基づき、男女共同参画社会基本法等を踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策展開の指針として「かみさと男女共同参画推進プラン（平成21～25年度）」を策定しました。

また、同年5月に、「上里町女性センター」から「上里町男女共同参画推進センター」へ名称を変更しました。

平成25（2013）年4月、機構改革により子育て共生課に人権・男女共同参画係を設置しました。

平成26（2014）年3月には、「第4次上里町総合振興計画（後期基本計画）」に基づき、「第2次かみさと男女共同参画推進プラン（平成26～30年度）」を策定しました。

平成31（2019）年3月には、「第3次かみさと男女共同参画推進プラン（平成31～令和5年度）」を策定し、女性活躍の推進や、町民の意識改革に重点を置いた施策の充実を図りました。

令和6（2024）年3月、第3次かみさと男女共同参画推進プランの計画期間が満了となることから、社会情勢の変化や町民等の意識・実態・ニーズに対応し、さらに男女共同参画社会の実現に向けた施策が展開できるよう、「第4次かみさと男女共同参画推進プラン」を策定しました。

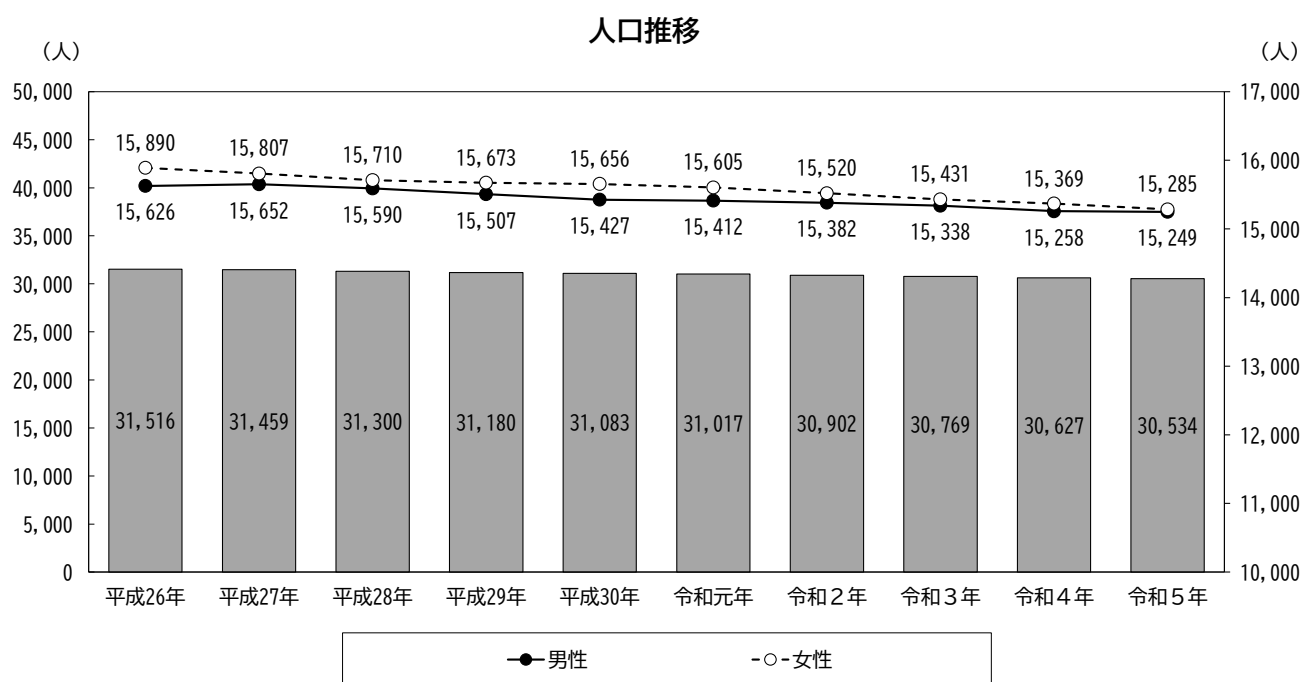
第2章 上里町における男女共同参画の現状と課題

1 上里町の現状

(1) 人口

①人口の推移

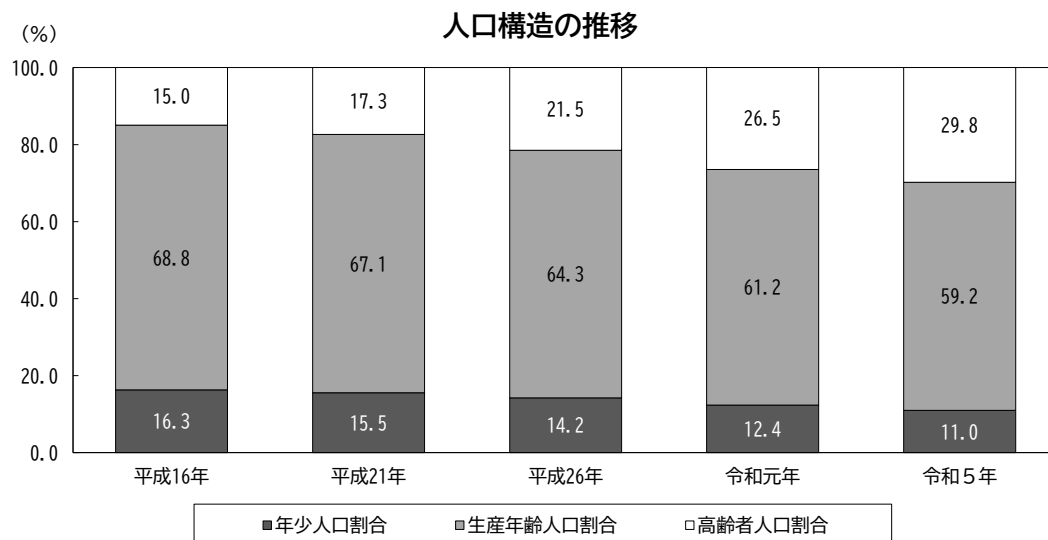
本町の総人口は減少傾向にあり、平成 26（2014）年の 31,516 人に対し、令和 5（2023）年では 30,534 人と 982 人の減少となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

②年齢3区分の推移

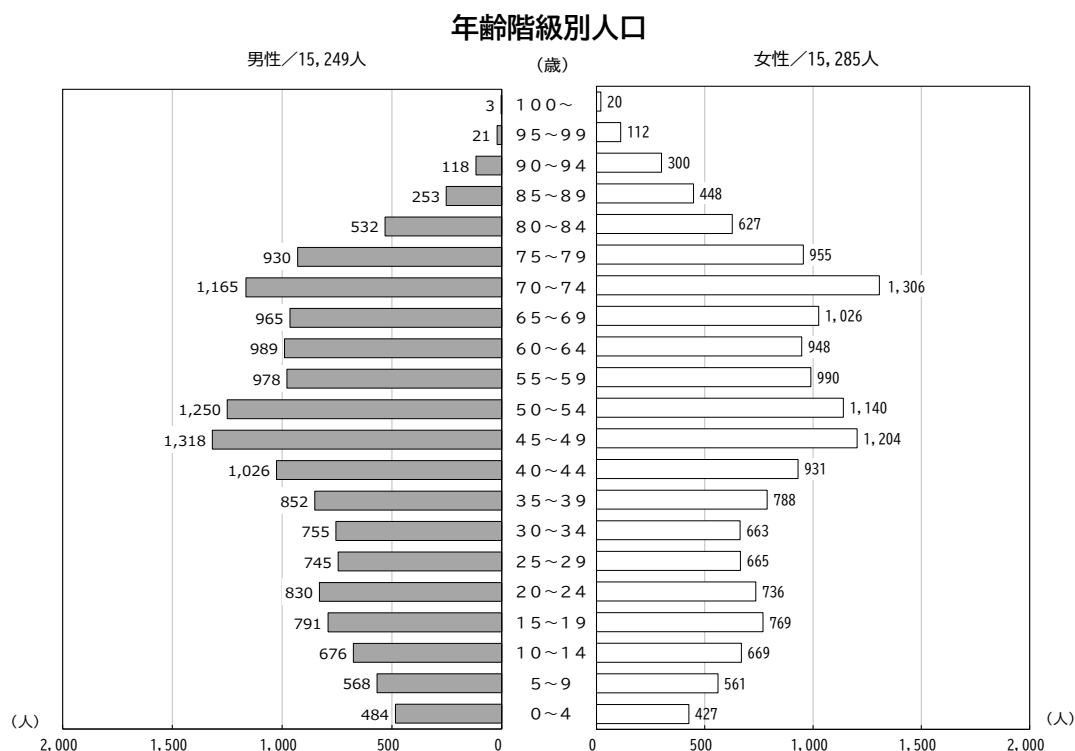
人口構造は、年少人口割合（15歳未満）、生産年齢人口割合（15歳以上64歳未満）は年々減少している一方、高齢者人口割合（65歳以上）は年々増加しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

③人口ピラミッド

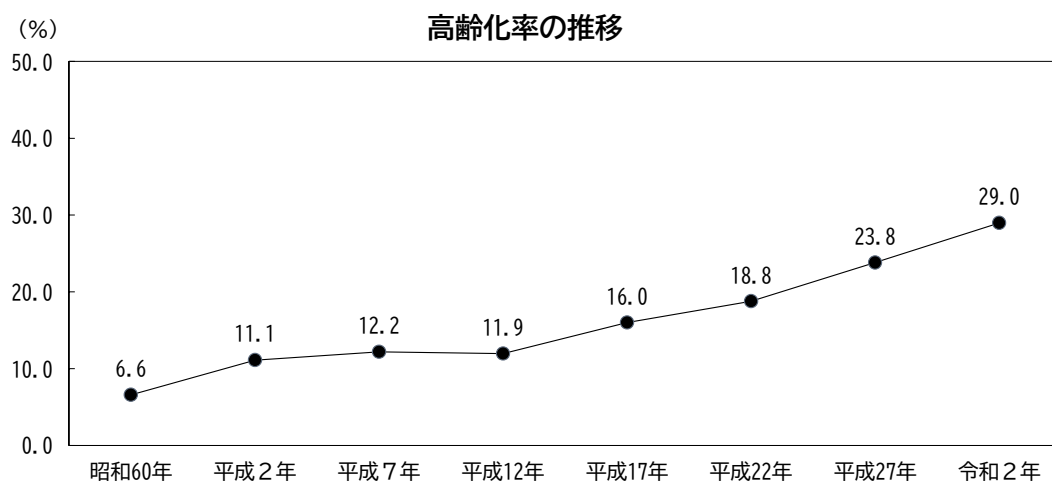
年齢階級別人口は、男性は「45～49歳」、女性は「70～74歳」の階級が最も多く、少子高齢化が進んだつぼ型となっています。



資料：住民基本台帳（令和5年3月31日現在）

④高齢化率※の推移

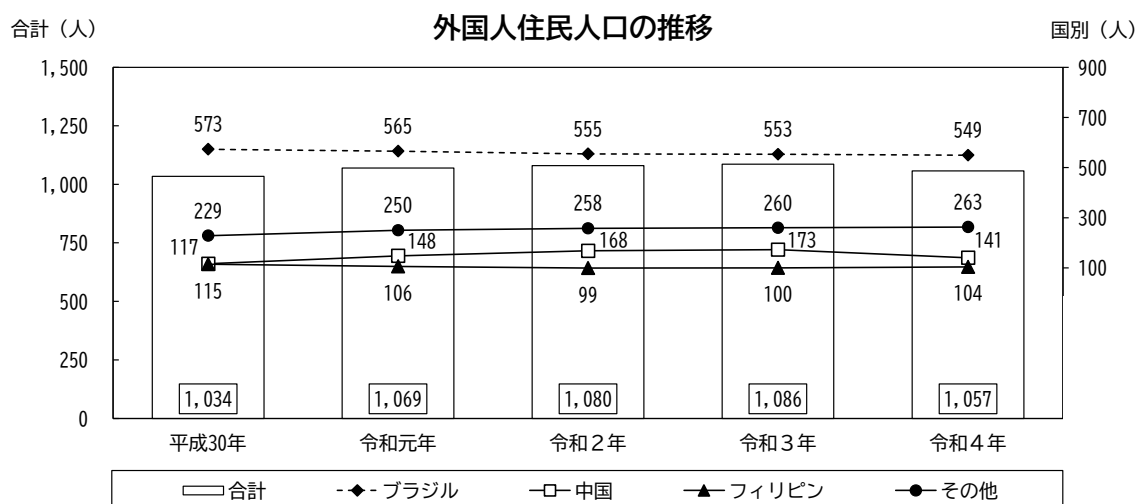
高齢化率は年々上昇し、昭和 60（1985）年の 6.6％に対し、令和 2（2020）年では 29.0％と 22.4 ポイントの増加となっています。



資料：国勢調査

⑤外国人住民の推移

本町の外国人住民人口は、令和 4（2022）年で 1,057 人となっており、国籍別でみると「ブラジル」国籍の住民が最も多くなっています。



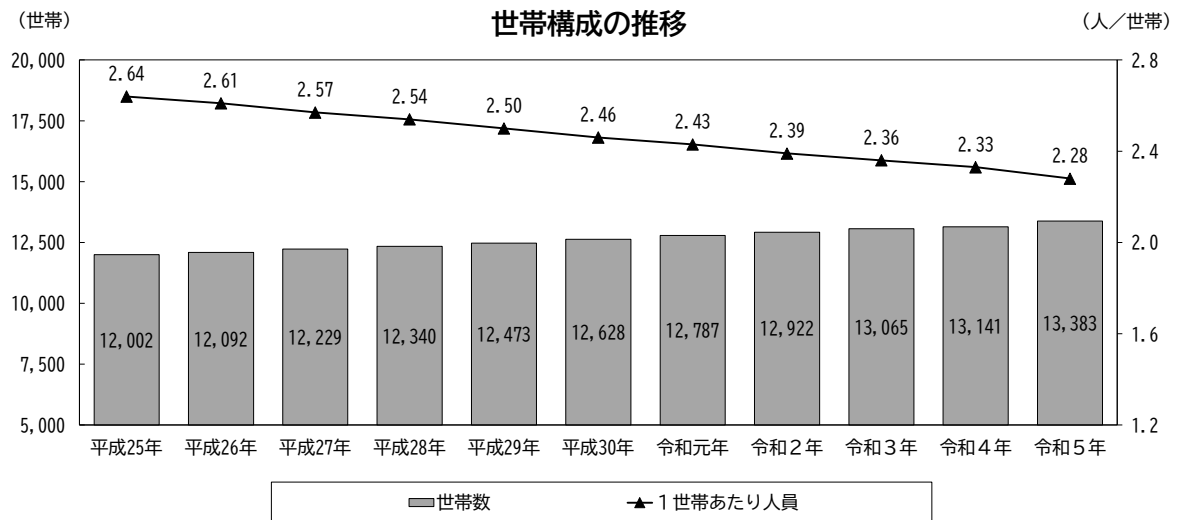
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

(2) 世帯構成

①世帯数の推移

本町では、人口減少が進む一方で、世帯数は増加傾向となっています。

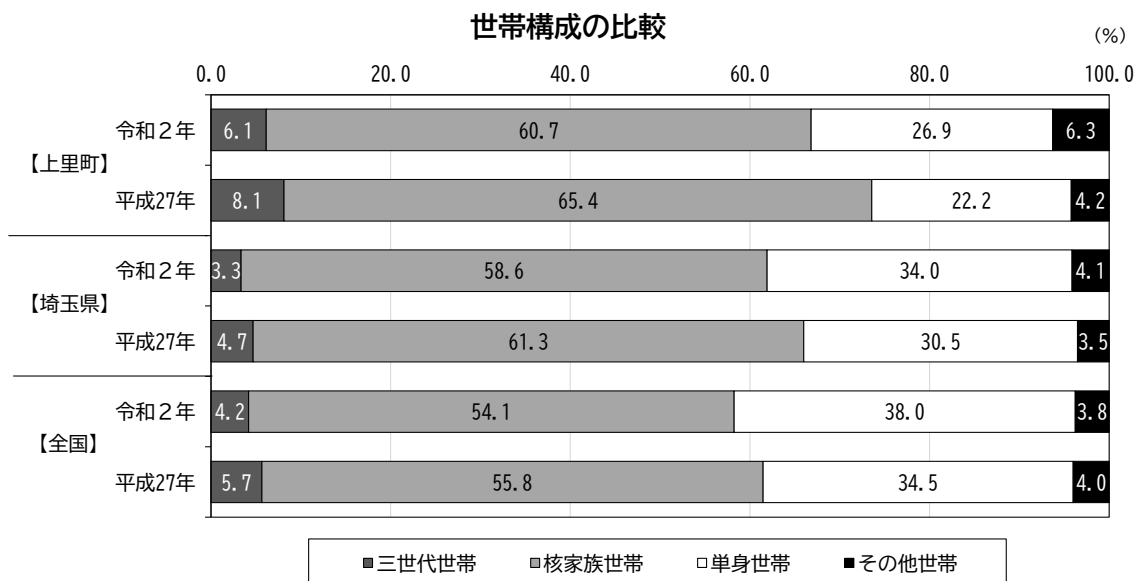
1世帯あたり人員は、年々減少傾向にあり、令和5（2023）年は2.28人と、世帯の小規模化（単身世帯※等）が進行しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

②世帯構成の比較

本町の世帯構成は「核家族世帯※」が最も多く、全国・埼玉県の割合を上回っています。また、「単身世帯」の割合は増加しており、全国・埼玉県と同様の傾向となっています。

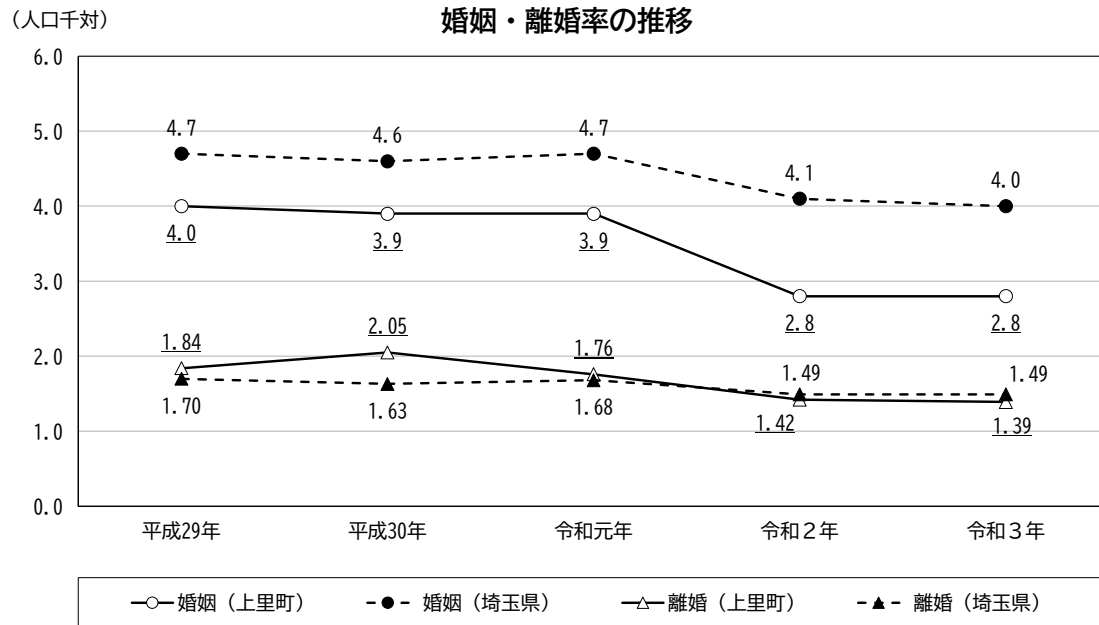


資料：国勢調査

(3) 婚姻・離婚

本町の婚姻率は、減少傾向となっており、埼玉県を下回っています。

離婚率については、平成 30（2018）年から減少傾向となっており、令和 2（2020）年には埼玉県を下回っています。

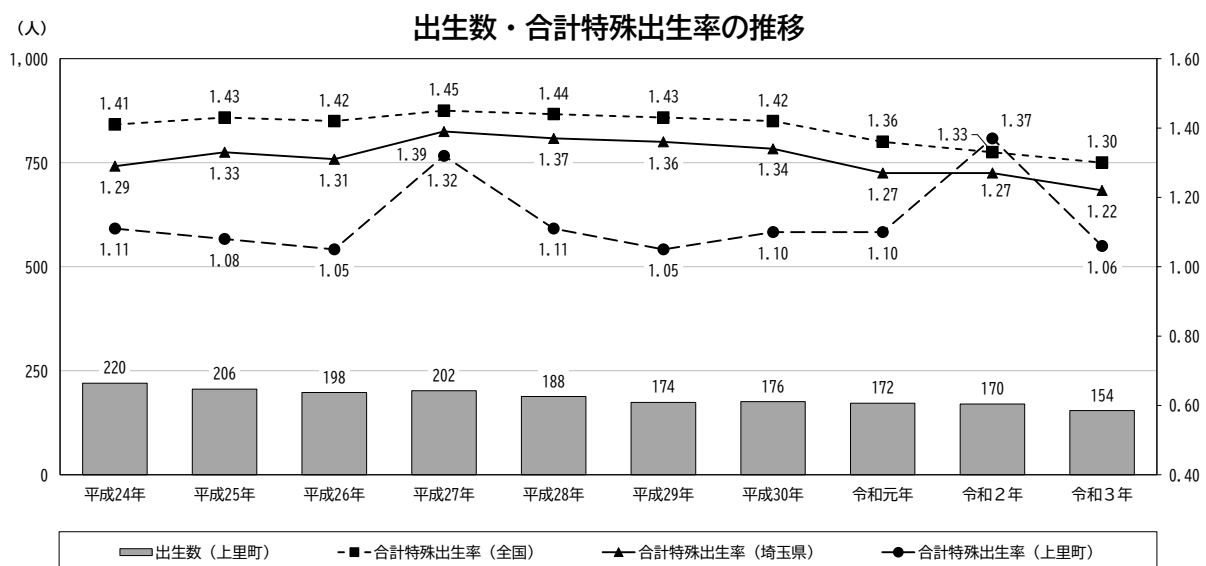


資料：埼玉県人口動態統計

(4) 出生の状況

本町の出生数は、減少傾向で推移しており、令和 3（2021）年は、154 人となっています。

合計特殊出生率※は、全国・埼玉県より低い水準で推移しており、令和 3（2021）年には 1.06 となっています。



資料：埼玉県人口動態統計

(5) 就業に関する状況

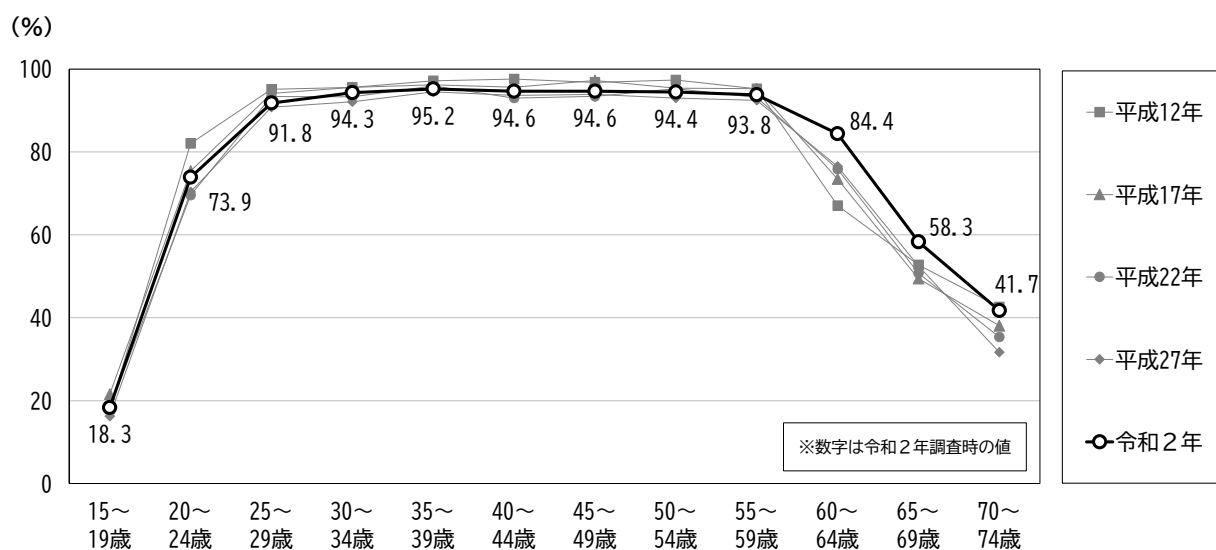
①労働力率※

本町における男性の労働力率は、25歳～59歳で90%以上となっています。

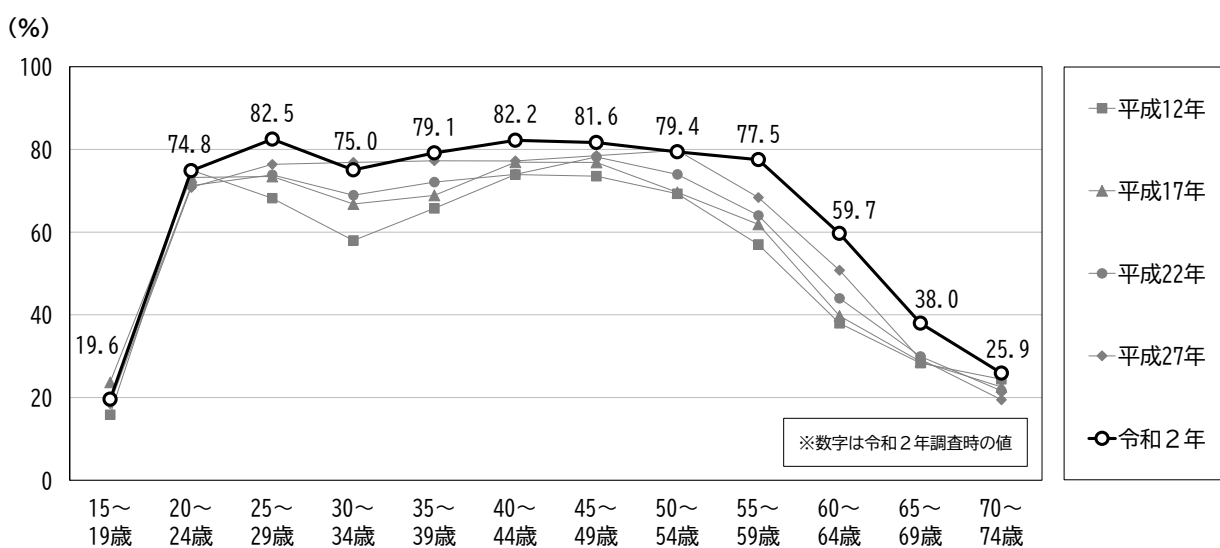
女性の労働力率は、結婚や出産の時期にあたる年代に一度下降し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字型曲線※を描いていますが、徐々にM字カーブは緩やかになり台形型に近づいています。

年齢階級別労働力率の推移

〈男性〉



〈女性〉

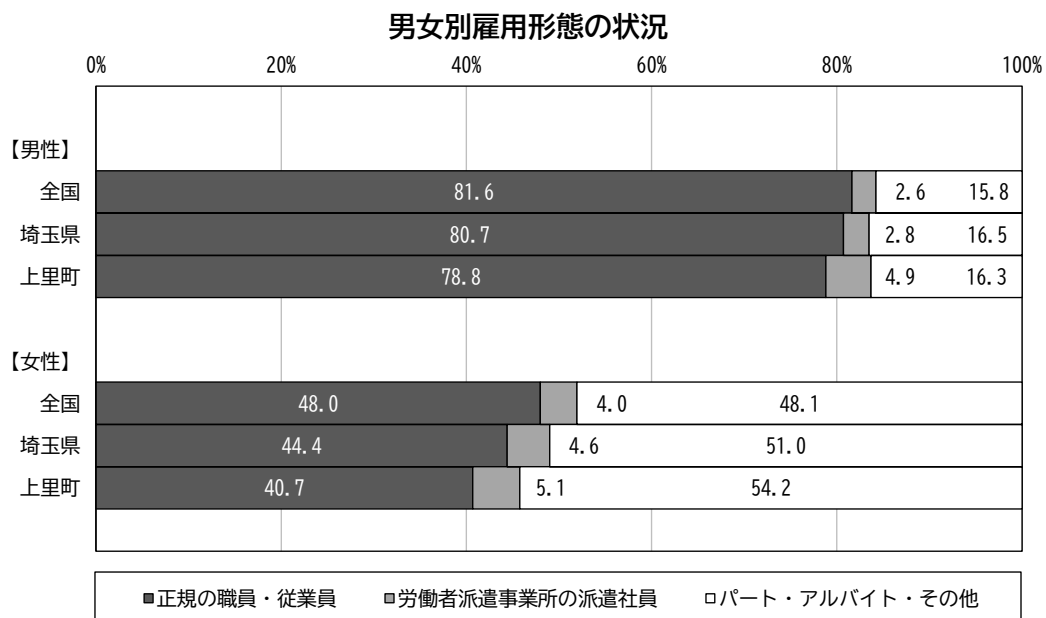


資料：国勢調査

②男女別雇用形態

本町の男女別雇用形態の状況は、男性では、「正規の職員・従業員」の割合が、全国・埼玉県と比較すると低く、「労働者派遣事業所の派遣社員」の割合が高くなっています。

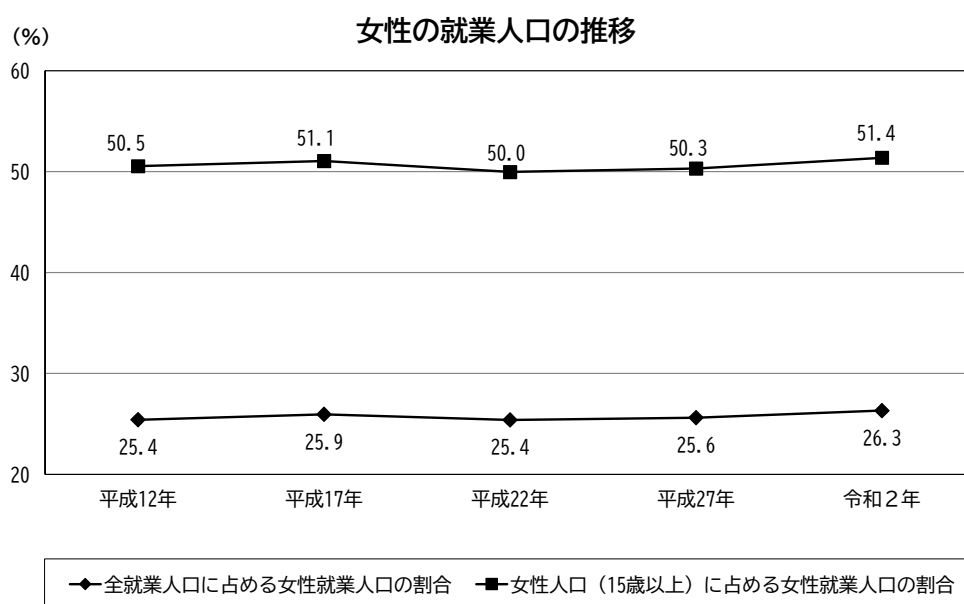
女性では、「労働者派遣事業所の派遣社員」「パート・アルバイト・その他」が全国・埼玉県と比較すると高くなっています。



資料：国勢調査（令和2年度）

③女性の就業人口

本町の女性就業人口の割合は、年々増加傾向となっています。女性人口（15歳以上）に占める女性就業人口の割合は、50%を超えており微増傾向となっています。



資料：国勢調査

④産業別就業者数

令和2（2020）年の産業別（大分類）就業状況を見ると、就業全体では「製造業」に従事する人の割合が26.5%と最も高く、次いで「卸売業・小売業」が14.1%、「医療・福祉」が11.6%と続きます。

一方、女性の産業別就業状況を見ると、業種ごとの就業者に占める女性の割合は「卸売業・小売業」「金融業・保険業」「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス・娯楽業」「教育・学習支援業」「医療・福祉」で50%を超えています。こうした業種では、女性労働力が重要なポイントを占めていることが分かります。

産業別就業者と女性就業者数

人口区分 産業区分		全就業人口		女性就業人口			
		人数 (人) (A)	全就業人口に 占める割合 (A/A C)	人数 (人) (B)	全就業人口に 占める割合 (B/A C)	女性就業人口に 占める割合 (B/B C)	業種別総数に 占める割合 (B/A)
総 数 (C)		14,852	100.0%	6,666	44.9%	100.0%	44.9%
第一次	農業	881	5.9%	352	2.4%	5.3%	40.0%
	林業	1	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%
	漁業	1	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%
第二次	鉱業	11	0.1%	2	0.0%	0.0%	18.2%
	建設業	958	6.5%	178	1.2%	2.7%	18.6%
	製造業	3,932	26.5%	1,392	9.4%	20.9%	35.4%
第三次	電気・ガス・熱供給・水道業	37	0.2%	12	0.1%	0.2%	32.4%
	情報通信業	183	1.2%	56	0.4%	0.8%	30.6%
	運輸業・郵便業	896	6.0%	194	1.3%	2.9%	21.7%
	卸売業・小売業	2,098	14.1%	1,120	7.5%	16.8%	53.4%
	金融業・保険業	189	1.3%	121	0.8%	1.8%	64.0%
	不動産業・物品賃貸業	173	1.2%	71	0.5%	1.1%	41.0%
	学術研究・専門・技術サービス業	291	2.0%	111	0.7%	1.7%	38.1%
	宿泊・飲食サービス業	676	4.6%	433	2.9%	6.5%	64.1%
	生活関連サービス・娯楽業	510	3.4%	301	2.0%	4.5%	59.0%
	教育・学習支援業	455	3.1%	269	1.8%	4.0%	59.1%
	医療・福祉	1,729	11.6%	1,324	8.9%	19.9%	76.6%
	複合サービス事業	118	0.8%	45	0.3%	0.7%	38.1%
	サービス業・（その他）	846	5.7%	358	2.4%	5.4%	42.3%
	公務	366	2.5%	102	0.7%	1.5%	27.9%
	分類不能の産業	501	3.4%	225	1.5%	3.4%	44.9%

資料：国勢調査（令和2年）

(6) 審議会等における女性の参画状況

① 審議会等における女性の参画推移

(単位：人、%)

	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等及び地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等					自治会長			町議会議員			小・中学校 PTA会長		
	審議会等及び 委員会等数	女性を含む 審議会等及び 委員会等数	委員数	女性数	女性比率	自治会長数	女性数	女性比率	市議会議員数	女性数	女性比率	会長数	女性数	女性比率
平成30年度	24	15	213	48	22.5	92	3	3.3	14	2	14.3	7	5	71.4
令和元年度	26	16	271	52	19.2	92	3	3.3	14	2	14.3	7	4	57.1
令和2年度	28	18	301	60	19.9	92	1	1.1	14	2	14.3	7	4	57.1
令和3年度	28	20	329	63	19.1	92	1	1.1	14	2	14.3	7	6	85.7
令和4年度	24	18	244	54	22.1	92	2	2.2	14	1	7.1	7	3	42.9

資料：子育て共生課

② 自治会長（上里町では区長）

本町では、自治会長（区長）の中に占める女性の比率は2.2%ですが、県内市町村合計に占める女性の比率は5.7%となっています。

市町村名	総数(人)	うち女性(人)	女性比率 (%)
上里町	92	2	2.2
神川町	23	0	0.0
美里町	23	0	0.0
寄居町	67	0	0.0
県内市町村合計	7,180	407	5.7

資料：埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」（令和4年度版）

③ 防災会議委員

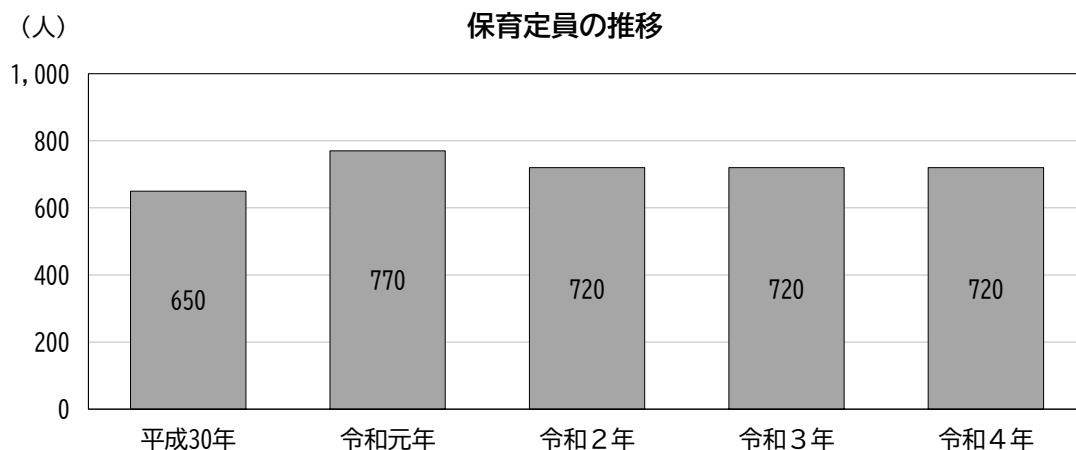
本町では、女性の防災会議委員の比率は33.3%で、県内市町村平均より21.1ポイント高くなっています。

市町村名	総数(人)	うち女性(人)	女性比率 (%)
上里町	18	6	33.3
神川町	18	2	11.1
美里町	21	3	14.3
寄居町	36	0	0.0
県内市町村合計	2,029	247	12.2

資料：埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」（令和4年度版）

(7) 保育定員の状況

本町の保育定員は、平成 30（2018）年から令和元（2019）年にかけて 120 人増員しましたが、令和 2（2020）年から令和 4（2022）年は 720 人と同数となっています。

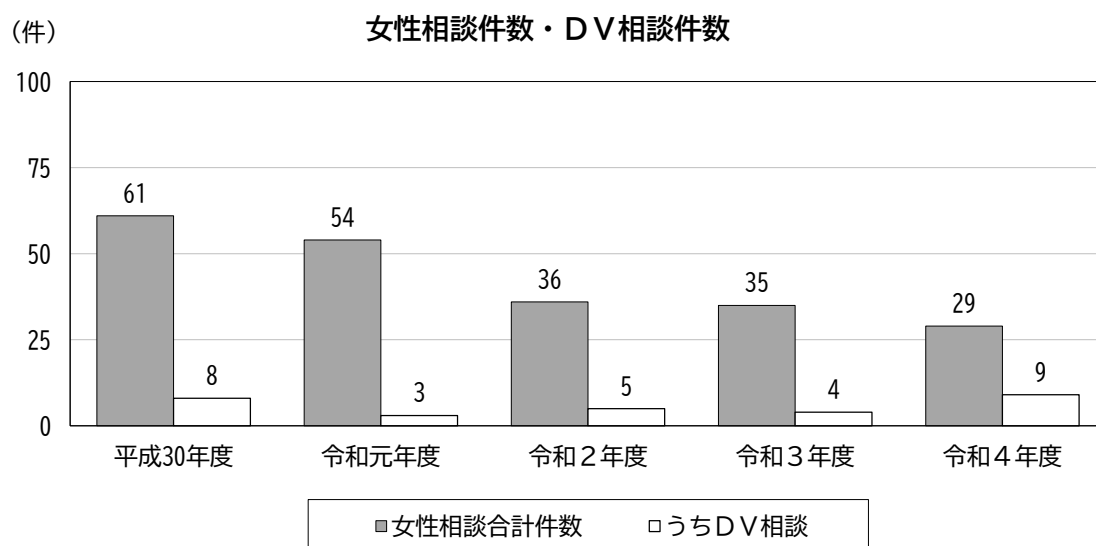


資料：子育て共生課（各年 4 月 1 日現在）

(8) DV等の相談状況

本町の女性相談件数は、平成 30（2018）年度から年々減少傾向にあり令和 4（2022）年度は 29 件と 32 件減少しています。

DV相談件数は、令和元（2019）年度に一旦減少するも、令和 2（2020）年度から微増傾向にあり、令和 4（2022）年度は 9 件となっています。



資料：子育て共生課

2 男女共同参画に関する意識調査の結果概要

(1) 調査概要

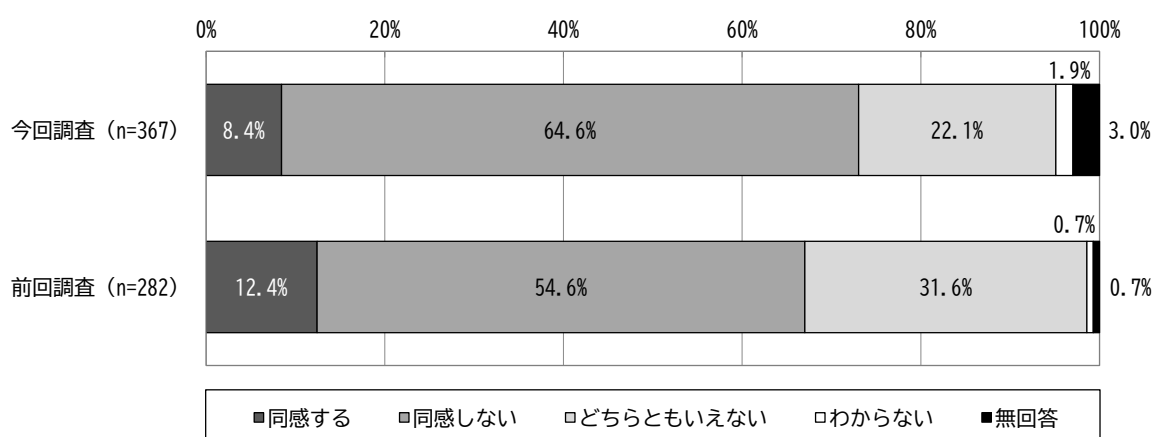
本計画の策定にあたり、町内に在住する 18 歳以上の町民を対象に、男女共同参画に関するご意見を幅広くお伺いし、社会の実情やニーズ、ご意見等を把握するため、「男女共同参画に関する意識調査」(以下、意識調査)を実施しました。

調査時期	令和4年9月1日(木)～令和4年9月25日(日)
調査対象	上里町在住の18歳以上の町民1,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
回収数	郵送回収367件
回収率	36.7%

(2) 調査結果

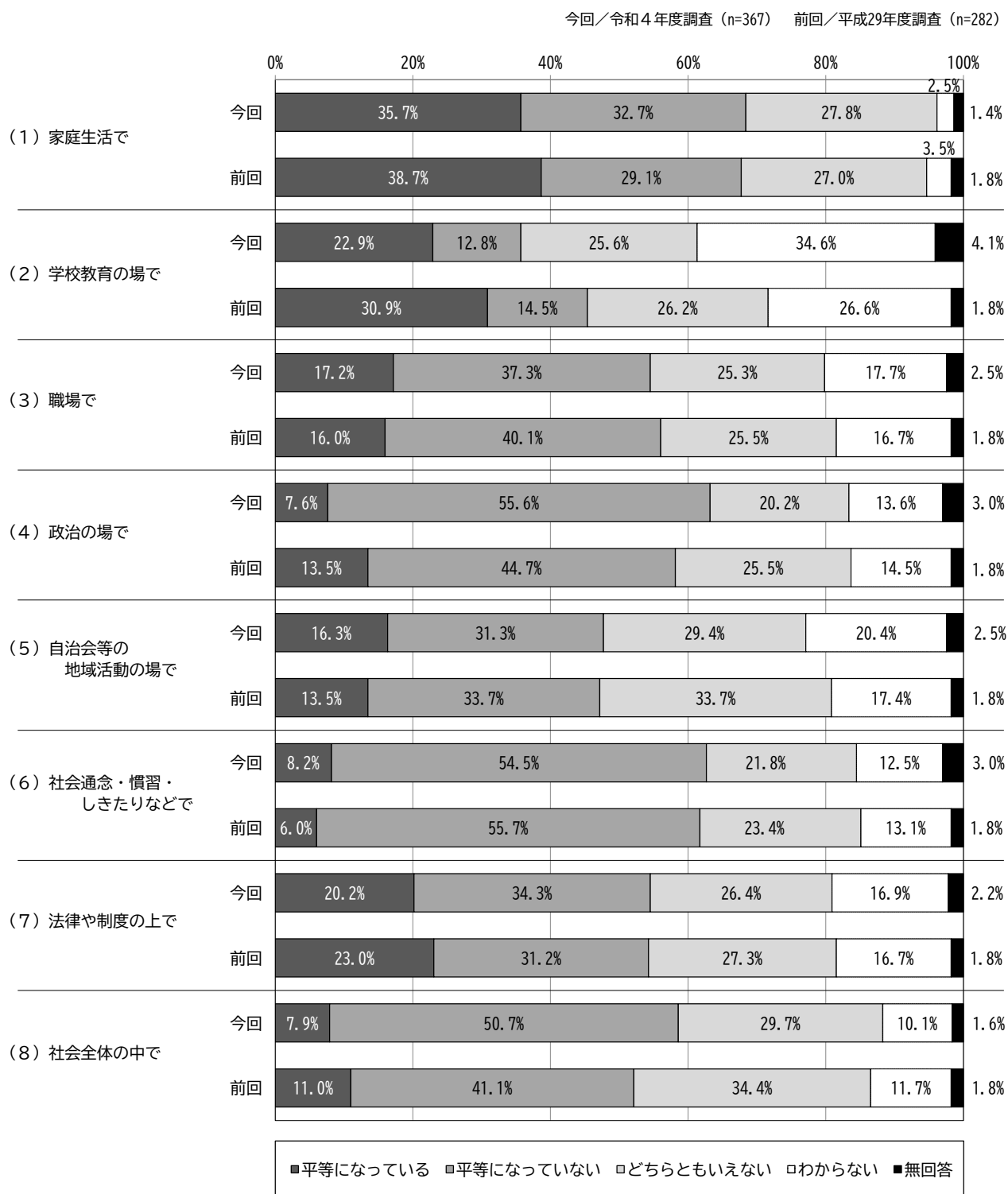
① 固定的な性別役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」割合は、前回調査の 54.6%から 64.6%と 10.0 ポイント増加したものの、「同感する」「どちらともいえない」と回答した人が約3割となっています。



②男女平等意識について

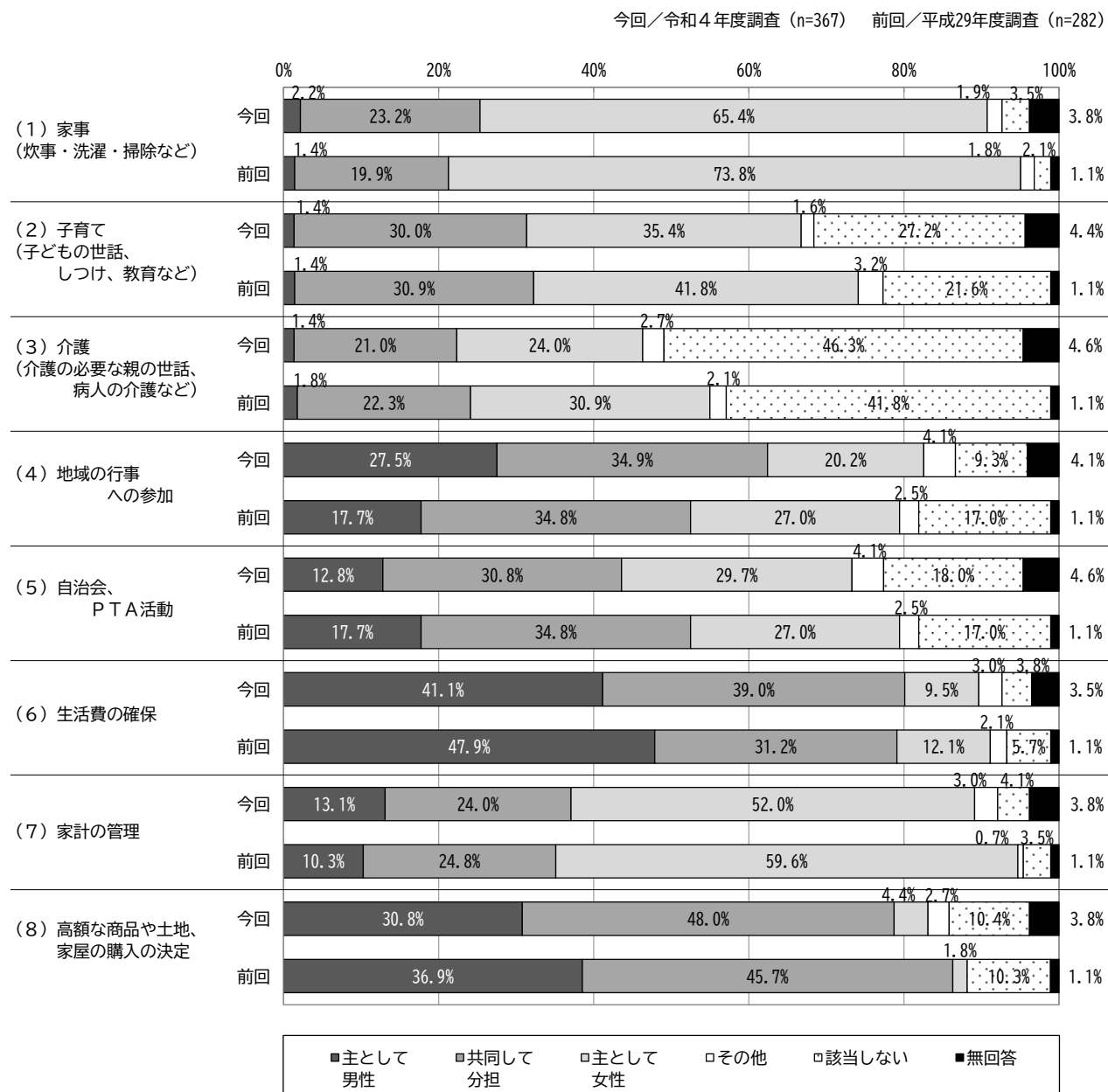
男女平等意識については、男女共同参画に関する様々な取組が社会全体で進められているものの、「家庭生活で」「学校教育の場で」「政治の場で」「法律や制度の上で」「社会全体の中で」の項目については、前回調査から「平等になっている」と回答した割合が減少しています。



③家庭での役割分担について

前回調査と比較して、「共同して分担」の割合が増えた項目は、「家事」「地域の行事への参加」「生活費の確保」「高額な商品や土地、家屋の購入の決定」となっています。

また、「主として女性」の割合は「自治会、PTA活動」「高額な商品や土地、家屋の購入の決定」をのぞいた項目すべてが前回よりも割合が減少しています。



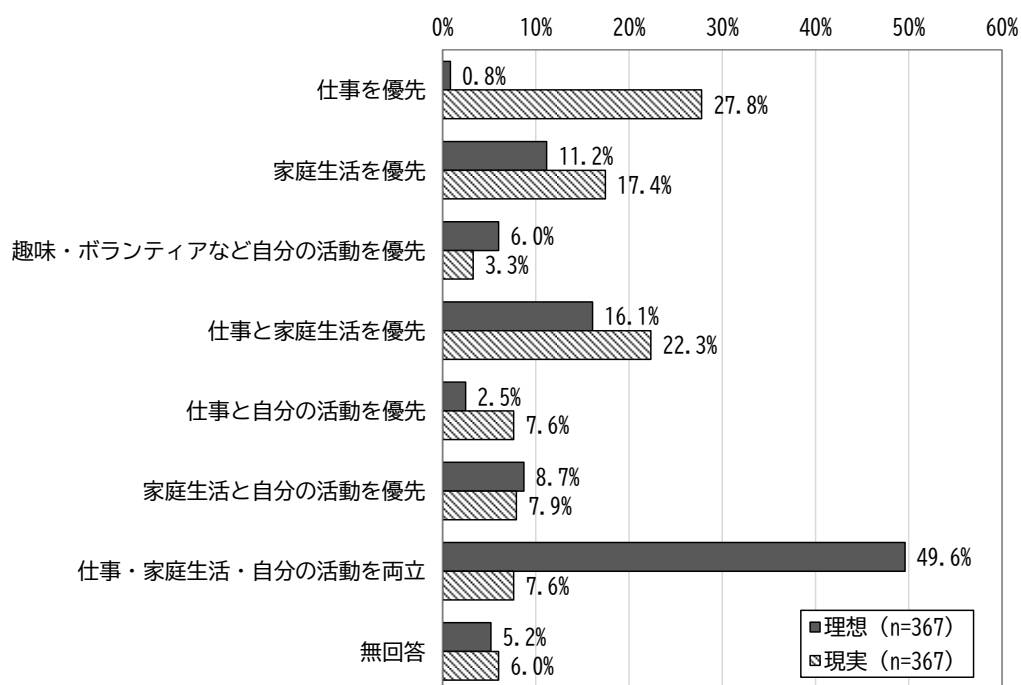
④生活の優先度について

【理想】

生活の中での「理想」としての優先度については、「仕事・家庭生活・自分の活動を両立」が 49.6%と最も多く、次いで「仕事と家庭生活を優先」が 16.1%、「家庭生活を優先」が 11.2%となっています。

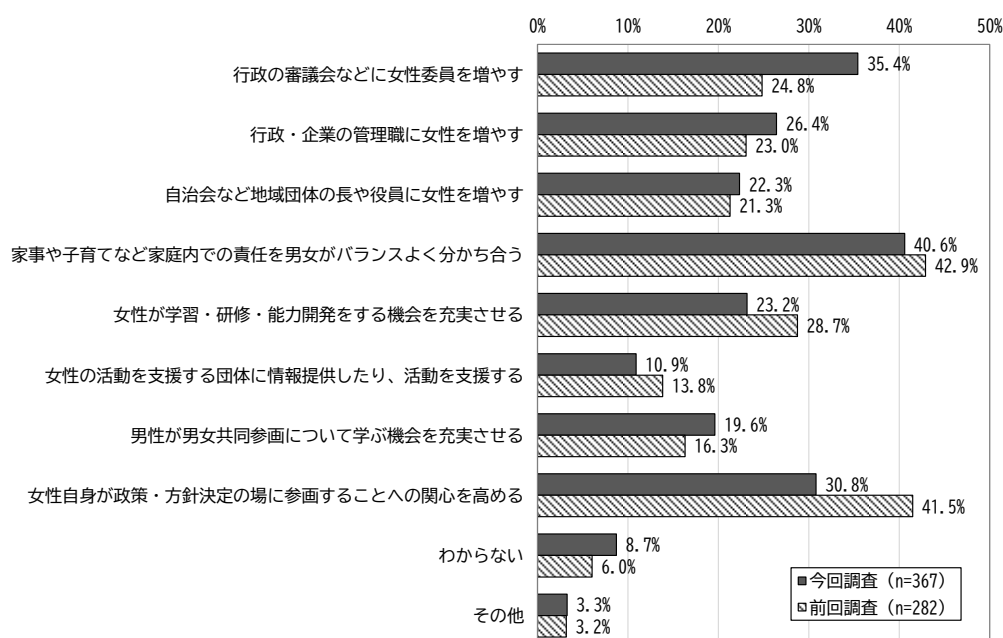
【現実】

生活の中での「現実」としての優先度については、「仕事を優先」が 27.8%と最も多く、次いで「仕事と家庭生活を優先」が 22.3%、「家庭生活を優先」が 17.4%となっています。



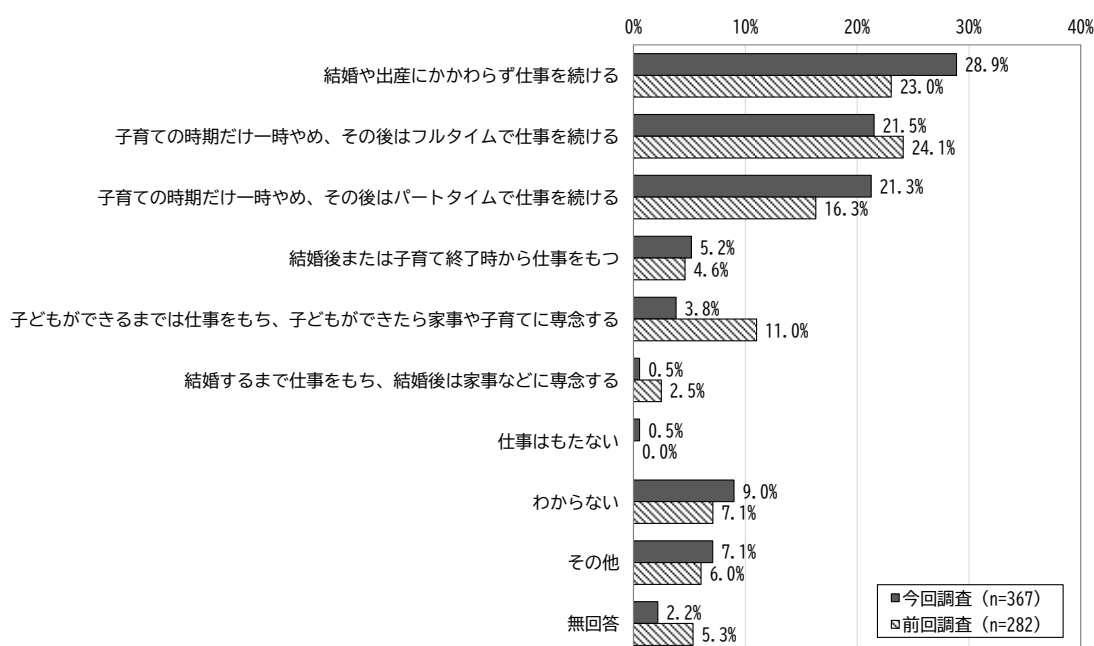
⑤政策・方針決定をする場に進出するために必要なことについて

女性が政策・方針を決定する場に進出するために、どのようなことが必要だと思うかについては、「家事や子育てなど家庭内での責任を男女がバランスよく分かち合う」が40.6%と最も多く、次いで「行政の審議会などに女性委員を増やす」が35.4%、「女性自身が政策・方針決定の場に参画することへの関心を高める」が30.8%となっています。



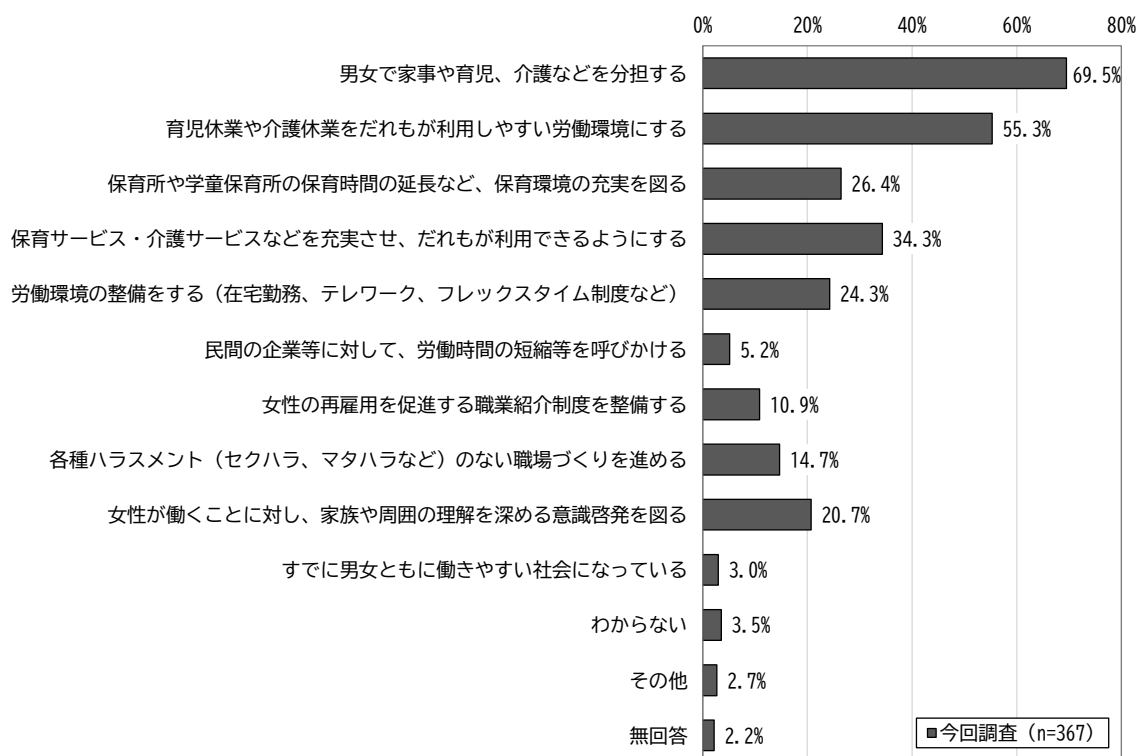
⑥女性の働き方について

「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける」が28.9%と最も多く、前回調査から5.9ポイント増加しています。次いで「子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」が21.5%、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が21.3%となっています。



⑦仕事と家庭の両立について

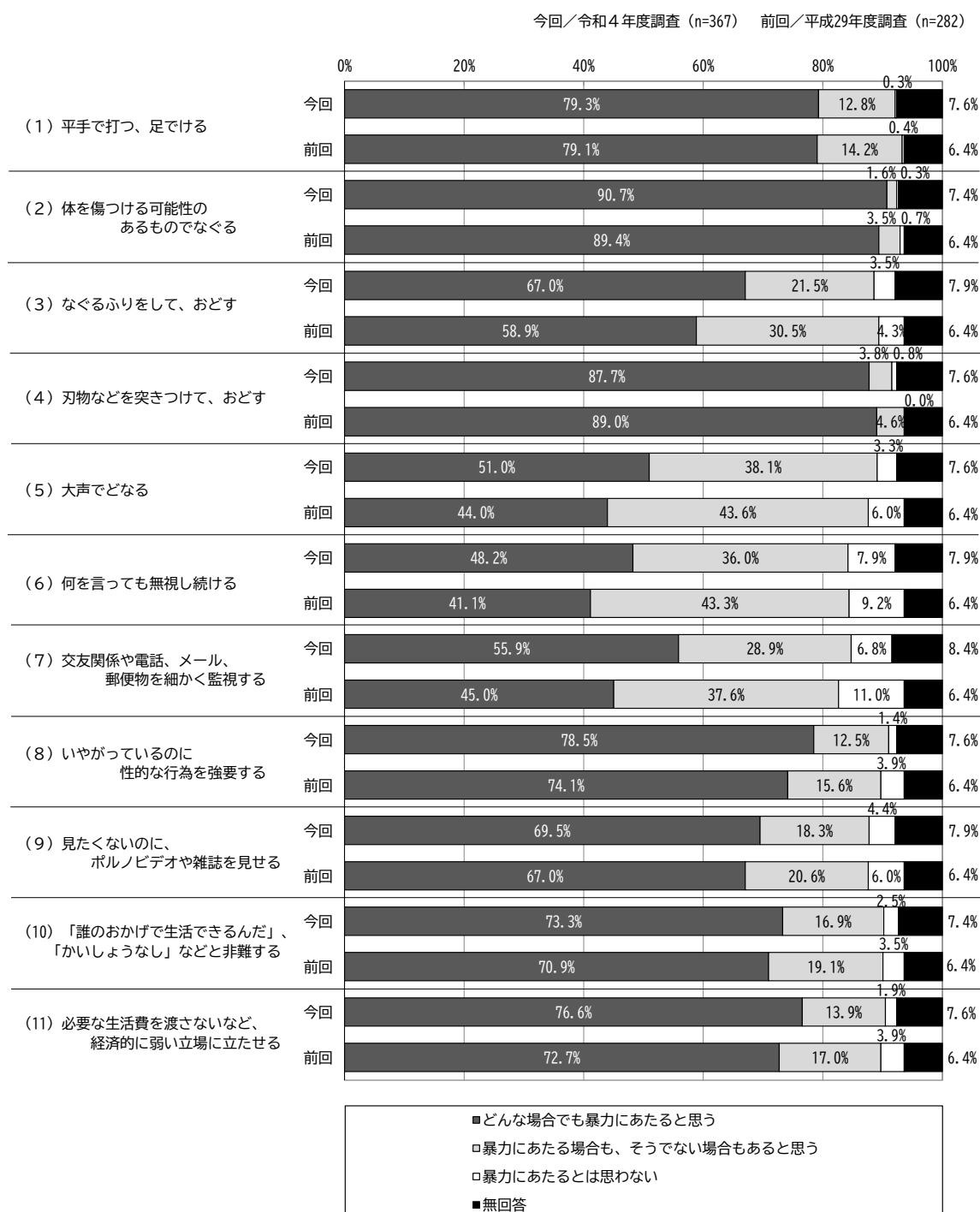
男女がともに仕事と家庭を両立していくために、どのようなことが必要だと思うかについては、「男女で家事や育児、介護などを分担する」が69.5%と最も多く、次いで「育児休業や介護休業をだれもが利用しやすい労働環境にする」が55.3%、「保育サービス・介護サービスなどを充実させ、だれもが利用できるようにする」が34.3%となっています。



⑧配偶者などからの暴力について

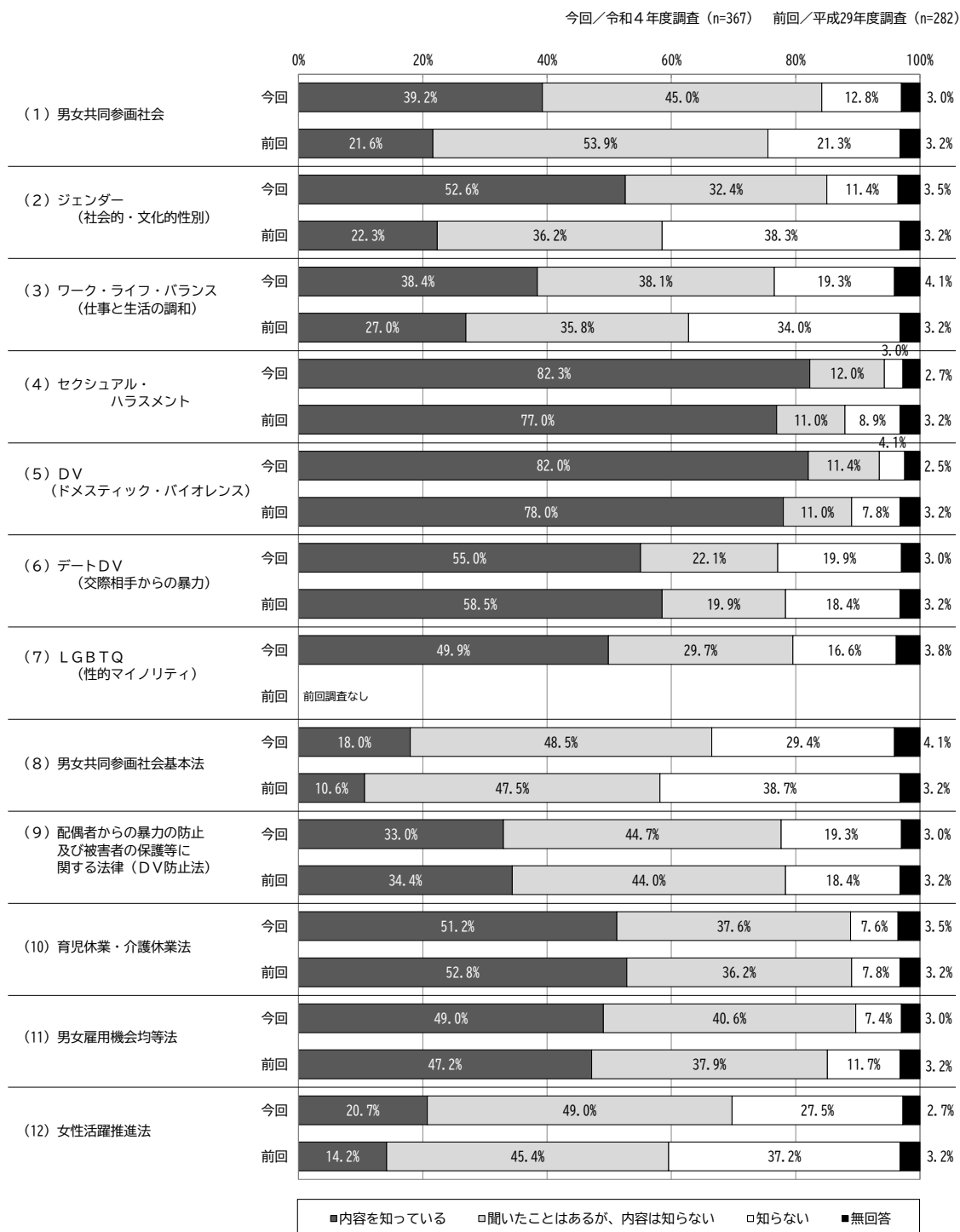
配偶者などの間で行われた様々な行為において、『なぐる、ける』などの【身体的暴力】、『性的な行為を強要する』などの【性的暴力】は「どんな場合でも暴力にあたると思う」という回答が【精神的暴力】よりも高く、身体を傷つける行為については、暴力としての認識が高いです。

しかし、「なぐるふりをしておどす」「大声でどなる」「何を言っても無視し続ける」「交友関係や電話、メール、郵便物などを細かく監視する」などの【精神的暴力】は、身体を直接傷つけない行為のためか暴力としてあまり捉えられていません。



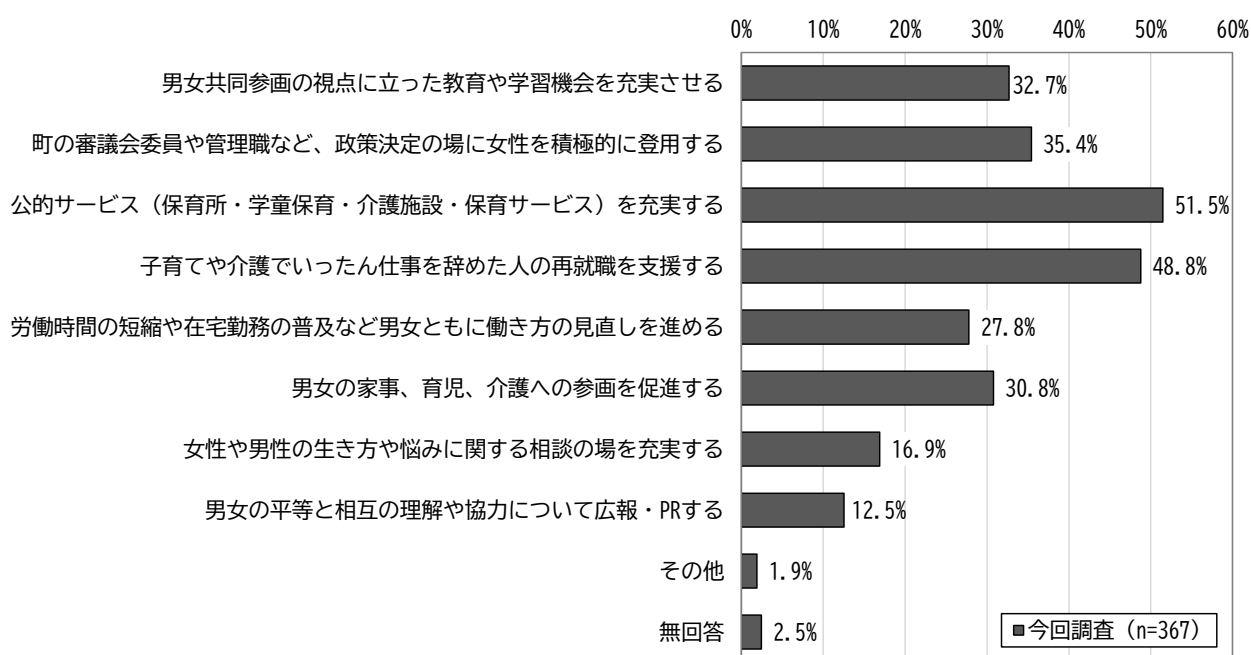
⑨男女共同参画に関する言葉の認知度について

知っている言葉では、「内容を知っている」「聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせた『知っている』という回答は、「セクシュアル・ハラスメント※」が 94.3%と最も多く、次いで「DV（ドメスティック・バイオレンス）」が 93.4%、「男女雇用機会均等法」が 89.6%となっています。また、前回調査と比べて、「男女共同参画社会」「ジェンダー（社会的・文化的性別）」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」について『内容を知っている』と回答した割合が 10 ポイント以上増加しています。



⑩男女共同参画社会の実現に向けて上里町が力を入れるべきことについて

「公的サービス（保育所・学童保育・介護施設・保育サービス）を充実する」が 51.5%と最も高く、次いで「子育てや介護でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が 48.8%、「町の審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する」が 35.4%となっています。



3 前期計画の推進状況と課題

(1) 前期計画の推進状況

第3次かみさと男女共同参画推進プランでは、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、計画期間中の数値目標を設定しました。

【評価判定基準】

◎：目標値を達成している

○：目標値を達成していないが、基準値より数値が改善している

△：基準値より数値が下がっている

基本 目標	項目	基準値 (H29年度)	目標値 (R5年度)	達成状況 (R4年度)	評価
I	「男は仕事、女は家庭」という考えについて「同感しない」人の割合	54.6%	60%	64.6%	◎
	学校教育の場で「男女平等になっている」と感じる人の割合	30.9%	40%	22.9%	△
	DV被害者のうち「相談できなかった」、「相談しようとは思わなかった」人の割合	80.8%	50%	58.8%	○
II	審議会等における女性委員の割合	19.9%	40%	22.1%	○
	「ワーク・ライフ・バランス」の意味を知っている人の割合	27.0%	50%	38.4%	○
	職場における男女の平等感	16.0%	50%	17.2%	○
III	がん検診受診率	胃 : 8.1%	50% (R3年度)	胃 : 10.2%	○
		大腸 : 15.8%		大腸 : 19.4%	○
		肺 : 21.1%		肺 : 13.8%	△
		子宮 : 39.7%		子宮 : 45.0%	○
		乳 : 41.9% (H27年度)		乳 : 42.4%	○
	高齢者福祉・介護分野の満足度 (第5次上里町総合振興計画後期基本計画アンケート)	22.6% (H27年度)	30% (R3年度)	21.8% (R3年度)	△
	防犯パトロール隊の数	26団体 (H27年度)	28団体 (R3年度)	30団体	◎

(2) 今後の課題

1 男女共同参画意識のさらなる醸成

男女共同参画社会の実現に向けて「男だから、女だから」と性別によって役割を固定して行動や選択を制限する意識や、性差に対する偏見の解消は大きな課題となっています。

長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、個々の理解を深め、意識を改革することが必要です。

本町の意識調査の結果では、『「男は仕事、女は家庭」という考えについて「同感しない」と回答した人の割合』は 64.6%となっており、平成 29 (2017) 年度の調査と比べて 10.0 ポイント増加し、固定的な性別役割分担意識の解消に対する意識改善がみられました。

しかし、「学校教育の場」「職場における平等感」については、大きく下回る結果となり男女共同参画社会の実現に向けては、さらなる啓発や取組が必要となっています。引き続き男女共同参画意識の醸成と、男女共同参画を進めることは、すべての人が暮らしやすくなるという理解が促進されるよう、意識啓発のためのセミナー開催や情報提供を充実させていく必要があります。

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

本町の意識調査では、「仕事」「家庭生活」「趣味・ボランティア（自分の活動）」の優先度（理想と現実）について、男女ともに『理想』は「仕事・家庭生活・自分の活動を両立」と回答している人の割合が高くなっています。しかし、『現実』では、「仕事を優先」せざるを得ない現状があり、特に子育て世代の 30、40 歳代男性は、理想と現実の乖離が顕著に見られます。ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、長時間労働の解消や多様な働き方が選択できる「働き方改革」の推進、安心して子育てや介護ができる環境整備などに取り組んでいくことが重要です。

男性への育児休業の取得や家庭生活への参画の促進などの働きかけを行い、仕事や家庭生活、地域活動等を男女が協力して両立していく意識の醸成も重要となります。

3 多様な働き方への促進と雇用・就職の支援

本町の意識調査の結果では、「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける」のが望ましいと考える人が前回調査から増加しており、実際に既婚女性の労働力率の推移にも明らかな上昇傾向が表れています。事業所側での、女性の能力発揮のための取組は徐々に広がりを見せています。新たな就業や就労の継続を希望する女性と受け入れる側の事業所を支援する一層の取組が求められます。

育児や介護により、働きたいにもかかわらず離職する女性が少なくないことから、多様な働き方を促進することにより離職者を減少させるとともに、育児を終えた方や、離職者・転職者の再就職、再雇用の支援を行う必要があります。

また、雇用の場において、指導的地位への女性登用が進展するよう、事業者に対し法制度の理解を積極的に働きかけるとともに、キャリアアップを支援し、女性が活躍しやすい環境づくりに取り組むことにより、女性の社会進出を後押しする必要があります。

4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

DVやハラスメント※に対する正しい理解を深め、いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持つための啓発活動が必要です。

本町の意識調査では、DVの被害経験があると回答した人の相談先として「相談出来なかった」「相談しようとは思わなかった」が5割を超えています。被害者が一人で抱え込むことがないように、早期発見・早期対応につなげるための相談窓口についての周知が必要であり、発見から自立まで切れ目のない支援を行うことが重要であり、DVが子どもに及ぼす影響が深刻であるため、被害者がより早く公的機関へ相談し、支援につながるよう多様な形態による周知も課題となります。

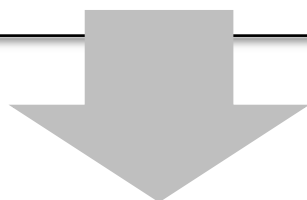
また、性的少数者やLGBTQ等の言葉や意味の認知度の割合は高くなってきており、性的少数者に関する正しい理解が深まるよう、引き続き情報提供、広報・啓発を図る必要があります。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

上里町は、平成15（2003）年6月「上里町男女がともに輝く町づくり条例」を制定し、以下の基本理念を掲げました。本計画においては、この基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図ります。

- （1）男女の人権の尊重
- （2）性別による固定的な役割分担の解消
- （3）政策又は方針立案及び決定への参画機会の確保
- （4）家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- （5）あらゆる差別と暴力を許さない社会の構築
- （6）生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- （7）国際的な協力
- （8）配偶者等からのあらゆる暴力的行為の根絶



基本理念

認め合い ともに創り
支えあうまち かみさと

2 基本目標

【基本目標Ⅰ】誰もが人権を尊重し認め合える意識づくり

「男性は外で仕事、女性は家庭を守る」といった固定的な性別役割分担意識が残っていることから、町民一人ひとりが意識を見直すことができるよう、家庭・学校・地域・職場を通し、男女共同参画社会の意識と理解促進、教育・学習の推進、人権の尊重への意識啓発に取り組めます。また、性の多様性への理解や、性別に基づく固定概念にとらわれた表現や扱いを防ぐ環境づくりを推進します。

■施策の方向性

- 【1】男女共同参画に関する意識啓発の推進
- 【2】男女共同参画を推進する教育・学習
- 【3】多様な性の理解促進

【基本目標Ⅱ】誰もがいきいきと活躍する環境づくり

少子高齢化の進行と人生100年時代の到来に伴い、性別にかかわらず働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることのできる社会づくりが求められる一方で、働く世代が担う子育て・介護の負担はますます増加することが見込まれます。

子育て・介護等の人生の各段階におけるニーズにも対応し、多様な働き方を選べるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

また、働く場における女性の活躍を推進するため、環境づくりへの支援や人材育成に取り組むとともに、活力ある地域社会を創生するため、行政や地域活動、家庭生活などあらゆる分野における男女共同参画を推進します。

■施策の方向性

- 【1】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現
- 【2】働く場における男女共同参画の促進
- 【3】政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画

【基本目標Ⅲ】誰もが健やかで安全・安心に暮らせるまちづくり

DV（ドメスティック・バイオレンス）やハラスメントは重大な人権侵害であり、どんな場合であっても男女を問わずして許されるものではありません。近年、SNS※などのインターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、若年層への被害拡大も見られます。被害の相談の中には相談者本人が生命の危険にさらされていたり、子供への虐待を伴っている場合等、複合的な問題を含むことも多いことから、関係各課及び関係機関等との連携を強化し、被害者の安全確保、支援体制の充実を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済社会全体に大きな影響を及ぼし、生活に困窮する人や様々な困難を抱えている人に、より深刻な状況をもたらしました。町民一人ひとりに寄り添った自立支援・経済的支援を行います。

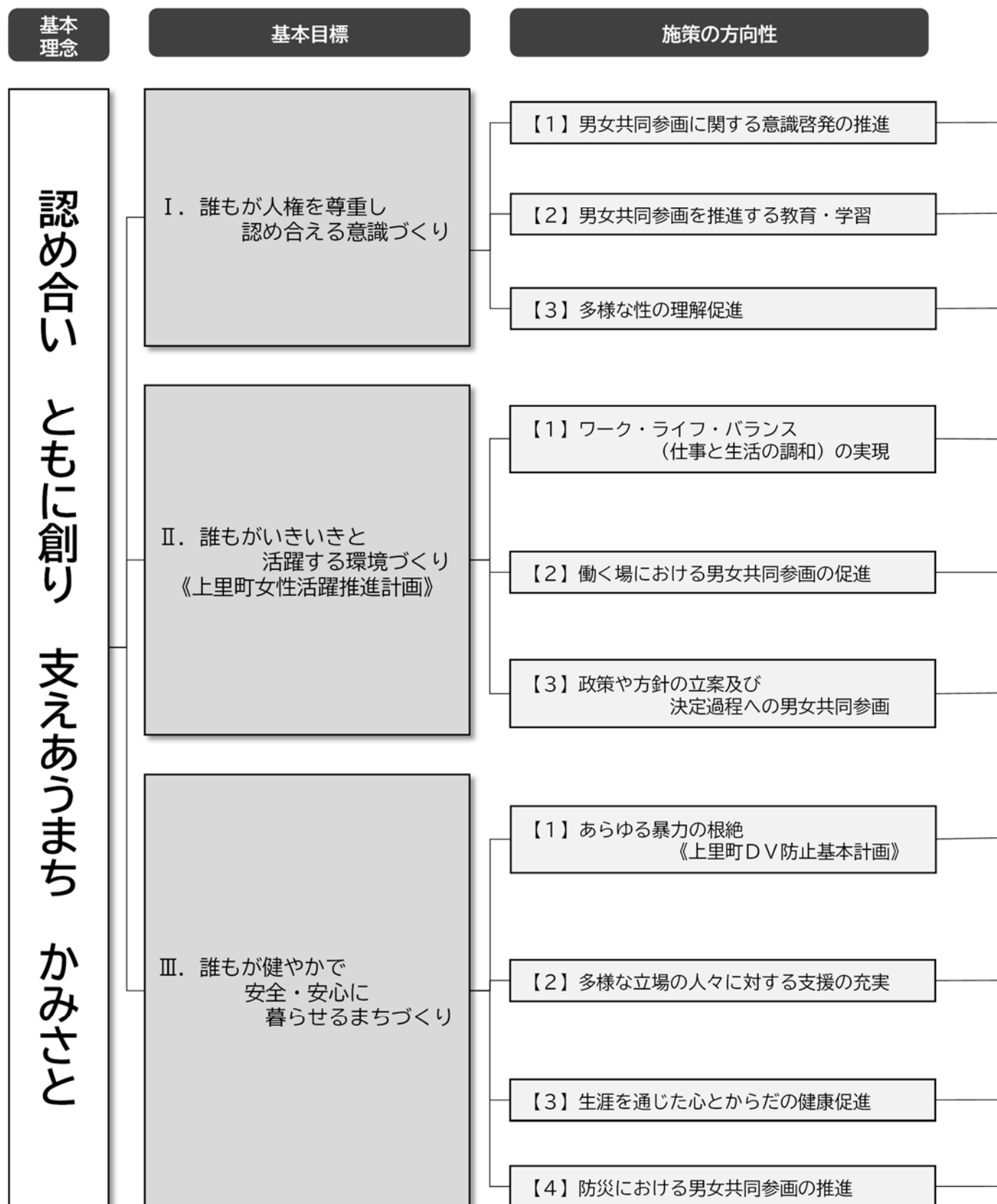
男女の生涯における健康においては、性や生命の大切さを啓発し、男女が互いの身体的な特徴を理解し、尊重し合うことが必要であり、生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るための意識・健康づくりの推進を図ります。

男性が中心となりがちな防災・復興の分野では、女性の参画を促進するとともに、性差に配慮した防災対策を推進します。

■施策の方向性

- 【1】あらゆる暴力の根絶
- 【2】多様な立場の人々に対する支援の充実
- 【3】生涯を通じた心とからだの健康促進
- 【4】防災における男女共同参画の推進

3 施策体系



今後の取組

①男女共同参画推進に向けた啓発活動等の充実
②学校・家庭・地域における慣習・慣行の見直し

①あらゆる場における教育・学習会の充実

①多様な性を尊重する環境の整備
②メディア等における人権の尊重

①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発・環境の整備
②男性の働き方の改革
③子育て支援の充実
④介護支援の充実

①雇用等の分野における平等の促進
②女性のチャレンジ支援（就職継続・再就職）
③多様な働き方への相談・支援の充実
④農業分野における男女共同参画の推進

①行政分野における女性の参画促進
②地域社会における女性の参画促進
③女性の人材育成

①暴力の防止に向けた意識啓発
②相談体制の充実
③暴力被害者の保護と支援
④多様な自立に関する支援の提供
⑤関係機関との連携強化と防犯情報の提供

①ひとり親・貧困家庭等の支援
②困難を抱えた方に対する支援の充実
③高齢者・障害者支援の充実
④外国人が安心して暮らせる環境づくり

①性と生殖に関する理解と尊重
②健康増進事業の推進
③母子保健事業の充実

①地域の防災分野における男女共同参画の推進

SDGs との関係



第4章 施策の展開

1 基本目標Ⅰ 誰もが人権を尊重し認め合える意識づくり



【1】男女共同参画に関する意識啓発の推進

私たちは「人生100年時代」という時代を迎えようとしています。これまでの生き方や働き方、男女のあり方等をあらためて見つめなおし、誰もが生きやすい社会の実現に向けてより一層の取組が必要となります。

また、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の一つに「5 ジェンダー平等の実現」が取り上げられ、性別に関わらず、若者から高齢者までのすべての人が能力と個性を十分に発揮し、元気で安心して暮らし続けることが重要です。

しかし、私たちの社会制度やこころの中には、いまだ性別による区分や役割分担の意識が色濃く残っています。

本町では「上里町男女がともに輝く町づくり条例」を制定し、男女共同参画社会づくりを本格的に開始してから20年が経過しましたが、本町の意識調査では「男女の地位が平等になっている」と考える割合は、いまだ低い状況にあります。そうした状況を鑑み、男女共同参画の更なる浸透を図るため、広報・啓発活動の強化を通じた意識改革を推進します。

①男女共同参画推進に向けた啓発活動等の充実

NO.	事業	取組の内容	担当課
1	男女共同参画セミナー・講演会等の開催	個人の尊重、法の下での平等、男女共同参画が生活の中で生かせるようセミナーや講座を開催し、性別による固定的な役割分担意識※にとらわれず、男女が自由に活動を選択できるよう啓発活動を行います。	子育て共生課
2	人権に関する講演会の開催	全町民や町内各種団体を対象にした人権講演会を開催します。	生涯学習課
3	男女共同参画情報紙の発行	情報紙「ウィズ・ユーあなたとともに」の発行により男女共同参画意識の啓発を図ります。	子育て共生課
4	人権サポーター養成講座の開催	あらゆる人権問題を正しく理解し、実践を行う人材を養成するための講座を開催します。	生涯学習課
5	広報やホームページ等による定期的な情報提供	毎月1日発行の「広報かみさと」やホームページ等を通じて全町民向けに、各種講座・イベント等の募集・紹介や啓発記事を発信します。	総務課

6	広報機会の拡大	町長への手紙、フォームメール等を活用し、町民の意見を聴く手段を拡大させます。	総務課
7	男女共同参画に関する情報提供の強化	啓発用品の配布、視聴覚教材の貸し出しや、内閣府や埼玉県男女共同参画推進センター、他市町村との連携を強化し、国や県の男女共同参画に関する情報を積極的に収集し、町民に周知を行います。	子育て共生課 生涯学習課
8	ウェブサイト等を活用した情報発信	ウェブサイト等を活用し町民に向けて男女共同参画に関する情報発信を行います。	子育て共生課

②学校・家庭・地域における慣習・慣行の見直し

NO.	事業	取組の内容	担当課
9	学校教育における男女平等教育の強化	男女平等の理念を推進する教育を実施するとともに、性別にとらわれず個性、適性に応じて、主体的に進路選択が可能となる発達の段階に応じたキャリア教育※を実施します。	教育指導課
10	各種女性団体の活動への支援	男女共同参画社会の実現を目指し、女性の地位向上と福祉増進を図るため、地域において活動する団体に補助金を交付します。	子育て共生課
11	地域活動における男女共同参画の推進	地域コミュニティ組織において、男女共同参画を促進し、地域活動の活性化を図ります。	総務課
12	環境分野における男女共同参画の推進	家庭から排出されるごみの再資源化を促進し、PTAや地域活動による再資源可能物の回収に対し補助金を交付することで、ごみの減量化を図り地域環境の保全を男女が社会活動に繋げるように促進します。	くらし安全課

【2】男女共同参画を推進する教育・学習

男女共同参画社会づくりの活動においては、固定観念に基づいて語られる「男性は…」 「女性は…」で始まる「あるべき」論の見直しを図ることが重要です。その点において、大きな役割を果たすものが教育や学習です。学校教育や家庭、地域での教育や学習の機会において、男女共同参画の視点に立つて行うことが求められています。

令和4年の内閣府の調査で男女の地位が「平等」との回答が最も多かったのは、「学校教育の場」の68.1%であることが明らかにされています。しかし、その他の項目割合は「地域活動の場」では40.2%、「家庭生活」では31.7%、「社会通念・慣習・しきたりなど」では12.9%まで低下しています。

本町の意識調査にみられる平等観も傾向は同様ですが、数値は低く、「学校教育の場」では22.9%、「地域活動の場」では16.3%、「社会通念・慣習・しきたりなど」では8.2%、「家庭生活」が最も割合が高く35.7%となっています。

学校教育の場をはじめ、家庭や地域社会においても、継続して男女共同参画に関する教育・学習を実施することが重要となっています。

①あらゆる場における教育・学習会の充実

NO.	事業	取組の内容	担当課
13	男女平等教育の推進	男女平等意識の高揚を図る教育を推進するために、各教科・各領域等の教育活動全体を男女平等の視点から見直し、人権教育・男女平等の教育を計画的・組織的・継続的にを行います。	教育指導課
14	教職員の研修の充実	教職員の年間校内研修において、人権教育・男女平等教育の研修を位置づけ、内容の充実を図るとともに、全教職員の共通理解を図ります。また、校外における研修も積極的に活用します。	教育指導課
15	P T A ・ 育成会への啓発	P T A や育成会を対象として、男女共同参画を含めた人権講座を開催します。	生涯学習課
16	体験学習の充実	各学校における係り活動や当番活動、委員会活動等において、男女が互いに尊重し、協力していく体験活動の充実を図り、男女平等意識の高揚を図ります。	教育指導課
17	学習情報の提供	「公民館だより」や各公民館内へのポスター掲示等で住民に広く学習情報の提供を行います。	生涯学習課

【3】多様な性の理解促進

人権の尊重については、これまで様々な取組がなされてきましたが、人々の意識や行動、社会の慣行の中には、いまだ同和問題、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、H I V感染者などに対する差別や偏見が残されています。さらに、L G B T Q等の性自認や性的指向においてマイノリティとされる人たちが、ありのままの自分を明らかにしづらい状況も続いています。誰もが一人の人間として尊重され、性の違いによる差別を受けることなく、個人として能力を発揮できる機会を得られるなど、それぞれの持つ特性を理解し、尊重し合うことが大切です。さらなる多様な性についての理解を深めるための情報提供や相談体制、教育を充実していく必要があります。

また、普段の生活の中で、何気なく見かける映像や広告などには、男性を中心としてきた社会の仕組みや無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス※）につながる表現が含まれていることがあります。教育現場やメディア※において、言葉や視覚・聴覚に訴える表現は、人々の意識に大きな影響を与えるため、男女共同参画に配慮した表現を推進し、固定的な性別役割分担や女性に対する暴力を助長及び連想させるような表現等に十分留意するよう、啓発活動が重要です。また、メディア情報の背景にある価値観、意図を批判的に分析、評価する能力（メディア・リテラシー※）を向上させ、女性軽視につながる表現に対して「気づく」能力を養成していきます。

①多様な性を尊重する環境の整備

NO.	事業	取組の内容	担当課
18	性的少数者（L G B T Q等）に関する啓発	多様な性についての理解促進のため、研修や講座等での啓発活動や、広報紙やウェブサイト等での周知を行います。また、パートナーシップ宣誓制度※の周知を積極的行います。	子育て共生課
19	多様な性についての教育の推進	児童生徒の発達の段階に応じて、多様な性について適切な指導を行えるため、教職員に関係機関からの情報や資料を提供します。	教育指導課
20	相談体制の充実	人権相談事業について、県の相談窓口と連携し、対応の充実を図ります。	子育て共生課

②メディア等における人権の尊重

NO.	事業	取組の内容	担当課
21	情報モラルに関する学習会の実施	児童生徒、保護者等を対象にテレビやラジオ、雑誌、インターネット等のメディア上に発信した情報に対する責任、情報の安全な利用などの情報モラルを身に付け、情報手段を適切に活用できる力がつくよう、学校教育等を通じて充実を図ります。	教育指導課
22	職員への国や県のガイドライン※の周知と活用の促進	男女共同参画の視点に立ったメディア表現について、啓発・情報提供を行います。また、情報発信の際には、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画に配慮した表現を行います。	子育て共生課 総務課

2 基本目標Ⅱ 誰もがいきいきと活躍する環境づくり

《上里町女性活躍推進計画》



【1】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

仕事と家庭を両立することができ、それぞれのライフスタイル※に応じた自由な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。

平成 30 年に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保のための措置に向けた取組が進められています。また、令和 3 年 6 月には育児・介護休業法が改正し、男性の育児休業取得促進に向けた整備が進められています。

性別にかかわらず誰もがやりがいや充実感を感じて働くことができ、ライフステージ※に応じて多様な生き方を選択できる社会の実現に向けて推進します。家庭生活では、いまだに女性の負担が大きいことが現状にあります。仕事と生活の両立は社会全体の問題と捉え、男性の働き方を見直し、家事や育児・介護などに積極的に関わることができるよう、町民や事業所に広く啓発を行うとともに、育児や介護のために必要な休業制度などの情報提供に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、さらに多様化したライフスタイルに合わせ、男性中心型の労働慣行※の変革など職場環境整備を促すとともに、男性が家事・育児・介護に参画しやすい環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスがより一層推進されるよう施策に取り組んでいきます。

①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発・環境の整備

NO.	事業	取組の内容	担当課
23	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	仕事も大事、家庭も地域社会も大事ということが実感できるよう、関係機関等が作成したパンフレットの配布・ポスター掲示などによる意識啓発を促進します。	子育て共生課 産業振興課 総務課
24	働く男女の健康管理対策	労働者の心の健康の保持促進のため、健康相談、保健指導の充実を図ります。	健康保険課
25	労働時間の短縮を含めた仕事と生活時間の調和の推進	仕事と家庭・地域活動が両立しやすいよう労働時間の短縮やフレックスタイム制 [※] 等の導入を推進します。	産業振興課 子育て共生課
26	育児休業、介護休業、子の看護休暇取得の促進	仕事と家庭の両立を支援するため、育児、介護休業、子の看護休暇を取得しやすく、その後職場復帰しやすい環境の整備に努めます。	産業振興課 子育て共生課
27	庁内におけるワーク・ライフ・バランスの実現	町役場におけるノー残業DAYなどを推進します。	総務課

②男性の働き方の改革

NO.	事業	取組の内容	担当課
28	長時間労働抑制の推進・啓発	業務改善による働き方の見直し、超過勤務の縮減により長時間労働を抑制するよう、啓発に努めます。	産業振興課 子育て共生課
29	庁内における女性活躍推進法の事業主行動計画の周知・公表	女性が働きやすい職場は男性にとっても働きやすいことの認識を広めます。	総務課 産業振興課 子育て共生課
30	男性の育児参加の促進	児童館と連携し、父子の交流を目的として、「パパと子どものわくわくマルシェ」を開催します。	子育て共生課
31	育児休業制度の取得促進	職員に対して育児休業制度の周知と奨励を行います。また、セミナーや講座を開催し、育児休業取得のための啓発活動を行います。	総務課 子育て共生課

③子育て支援の充実

NO.	事業	取組の内容	担当課
32	ファミリー・サポート・センター [※] 事業の充実	子育て中の保護者の負担を軽減するため、町民間で子どもを預けたい人と預かる人との調整を行い、保護者の希望する時間・事情に合わせた子育て支援サービスを行います。	子育て共生課
33	多様な保育ニーズへの対応	保護者の様々な就労形態や緊急時に対応するため、通常保育の時間の枠を超えた延長保育及び一時保育、低年齢児保育、障害児保育など多様な保育サービスを提供します。	子育て共生課

34	保育施設の充実	人員配置や事業内容に応じた補助事業を充実させ、保育施設・設備・人員の充実に努めます。	子育て共生課
35	子育てに関する相談体制の推進	安心して子育てができるよう、健診や相談事業などで切れ目ない支援を行い、育児に関する情報提供を行います。	健康保険課 子育て共生課
36	放課後児童の健全育成	地域の子どもの健全育成をめざし、放課後、勤務等で保護者が不在となる家庭の児童が、安全で安心な遊び場として保護者が迎えに来るまでの間過ごす施設として、放課後児童クラブの運営及び民間学童保育所への委託を行い、子育てを支援します。	子育て共生課
37	放課後子ども教室の実施	町内の小学校で放課後子ども教室（のびっ子教室）を実施し、子ども達が放課後に、異年齢の仲間と安全かつ安心して学習や体験活動、様々な遊びなどを通して交流を図れる居場所づくりを実施します。	生涯学習課
38	「親の学習」の推進	子を持つ親を対象にした「親が親として育ち親になるための学習」と青少年を対象にした「親になるための学習」を推進し、次世代育成と地域づくりを支援します。	生涯学習課
39	地域子育て支援拠点事業の実施	保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。	子育て共生課

④介護支援の充実

NO.	事業	取組の内容	担当課
40	利用者の増加に向けた相談窓口のPR	広報やホームページなどの各種媒体を活用し窓口をPRするほか、各種団体の会合などの機会をとらえ総合事業・介護保険等の周知を徹底させ、高齢になっても暮らしやすいまちづくりを目指します。	高齢者いきいき課
41	介護予防の取組	高齢者が地域で自立して健康に暮らしていけるよう、住民主体の介護予防活動の育成や支援、介護予防に資する活動を行うボランティア養成講座を開催します。	高齢者いきいき課
42	介護者への支援、支えあいの町づくり	介護保険施設等で開催する介護者教室を広報で周知し、認知症に関する事業を継続します。地域で見守りやちょっとしたお手伝いなど、支えあいの町づくりを推進します。	高齢者いきいき課
43	介護保険制度の正確な情報提供・説明	介護保険制度の正確な情報提供・説明を行い、不必要な申請を減らし、誰もが使いやすい介護保険制度を目指します。	高齢者いきいき課
44	庁内における介護休暇制度の取得促進	職員に対して介護休暇制度の周知と奨励を行います。	総務課

【2】働く場における男女共同参画の促進

持続可能な社会経済を構築するためには、男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりが必要であり、女性が社会のあらゆる分野において活躍するためには、仕事や家庭生活、地域活動等において男女が平等に参画できる機会が確保されること（ワーク・ライフ・バランスの推進）と、女性自身がエンパワーメントを高めることが重要です。

近年の人口減少、特に生産年齢人口の減少を背景に、就労する女性への期待が高まっており、実際に既婚女性を中心に、就労する・就労を希望する女性は、年々増加しています。

女性を取り巻く就労環境については、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の改正、子育て環境の充実等により、M字カーブがなだらかになってきたほか、企業における女性管理職の割合が徐々に増えるなど一定の改善は図られています。

しかし、本町の意識調査では「昇進や昇格」「管理職への登用」について、「男性のほうが優遇されている」「どちらかといえば、男性のほうが優遇されている」という回答が5割を超えており、職場における男女間の格差は依然として残っていることが見受けられます。

男女が平等な立場で働けるよう雇用機会や待遇が確保されるとともに、働きたいすべての人が、ライフスタイルに応じた多様な働き方を選択でき、職業生活と家庭生活をバランス良くかつ継続して両立することで、個性と能力を十分に発揮できるよう、雇用環境の整備を推進します。

①雇用等の分野における平等の促進

NO.	事業	取組の内容	担当課
45	男女雇用機会均等法の周知	雇用における男女平等を推進するために、男女雇用機会均等法の趣旨をPRし、雇用側の正しい理解を深めるよう働きかけます。	産業振興課 子育て共生課
46	女性がいいきと能力を発揮できる就業支援	女性に対する仕事上の差別や賃金格差、昇進、昇格や管理職への登用などにかかる労働環境の改善を事業主に働きかけます。	産業振興課 子育て共生課
47	多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	女性の社会進出に伴う就業場所や職種等の多様化に対して、女性が安心して働けるよう労働環境の整備を促進します。	産業振興課 子育て共生課
48	ハラスメント防止に向けた啓発	職場内でのセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント*等を防止し、誰もが働きやすい環境づくりを目指して事業主と就業者に啓発を行います。	産業振興課 子育て共生課
49	職員に対する意識啓発の推進	職員に男女共同参画意識を定着させるよう、研修等を通じた意識啓発を行います。	子育て共生課 総務課

②女性のチャレンジ支援（就職継続・再就職）

NO.	事業	取組の内容	担当課
50	女性の職業能力開発講座等の情報提供	職業能力のスキルアップを図るため、県や関係機関と連携し、労働情報の提供や就労に必要な知識、技能の習得等各種講座の情報提供に努めます。	産業振興課 子育て共生課
51	働く女性・働きたい女性への情報提供	結婚、育児により離職した方、子育て中の女性を対象に、就職のための情報提供を行います。	産業振興課 子育て共生課

③多様な働き方への相談・支援の充実

NO.	事業	取組の内容	担当課
52	ハローワークとの連携によるセミナーの開催	ハローワークや関係機関と連携し、再就職等に対する支援を行います。	産業振興課
53	埼玉県「多様な働き方実践企業」認定制度の周知	「多様な働き方実施企業」認定制度の周知啓発、商工会議所への情報提供を行います。	産業振興課

④農業分野における男女共同参画の推進

NO.	事業	取組の内容	担当課
54	家族経営協定※の締結促進	家族経営が中心の日本の農業にあって、男女、親子を問わず、家族全員が意欲と生きがいを持って農業が継続できるよう、将来の目標、就業条件や経営の役割分担、収益配分、日常生活における役割分担等についての取り決めを文書で行う家族経営協定の締結を促進します。	産業振興課
55	農業従事者への支援	農業従事者の高齢化や後継者不足を解消し、男女が積極的に農業の担い手として参画するきっかけづくりとして、独身就農者の出会いの場づくりに努めます。	産業振興課
56	農業委員会への女性の参画促進	農業委員会への女性の参画を促進します。	産業振興課

【3】政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画

男女共同参画社会を形成し、活力ある社会を構築するためには、多様な視点や、新たな発想を取り入れる等の観点から、あらゆる分野で女性の参画を推進し、様々な立場の意見を取り入れる必要があり、女性自身が政策・方針決定過程の場へ積極的に参画していける意識づくりを推進します。

また、社会における構成員の意思を公正に反映するためにも、その半数を占める女性が政策・方針決定過程へ参画することはきわめて重要であり、まず、町自らが率先して取り組んで行く必要があります。

これまで政策・方針決定過程への参画が少なかった女性たちが、社会のあらゆる分野に進出するために、女性の参画を妨げる個人の意識や社会の仕組みは、少しずつ変化してきているものの、いまだ十分な状況にありません。本町の審議会委員の女性比率についても、令和4年度には22.1%と、数値目標である40%は達成できていないのが現状です。

今後も、女性の登用を促進するための啓発を図るとともに、女性を登用しやすい環境づくりや女性への啓発と育成を続けていき、女性自身がさらに実力をつけていくこと（女性のエンパワーメント）、その能力を十分に発揮することのできる環境づくりを進めます。

①行政分野における女性の参画促進

NO.	事業	取組の内容	担当課
57	審議会等における女性委員の割合の向上	各種審議会等への女性委員の割合を高めるため、関係各課へ理解を求め、働きかけを行います。	子育て共生課
58	公募制度の推進	各種委員会、審議会などの開催にあたっては、公募による女性の参画を促進し、幅広い層の意見の反映を図ります。	関係各課
59	女性管理職の登用	女性管理職の登用が積極的に進むよう人材育成、研修参加を推進します。	総務課

②地域社会における女性の参画促進

NO.	事業	取組の内容	担当課
60	地域活動における男女共同参画の情報提供	地域の公民館へ男女共同参画に関する講座等の情報を提供し、意識の啓発を図ります。	子育て共生課
61	男女共同参画の視点に立った地域活動の環境整備	地域における自治会長等への女性の参画促進を図ります。	総務課

③女性の人材育成

NO.	事業	取組の内容	担当課
62	女性団体、女性リーダーの育成	町内にある各種女性団体の積極的な育成に努めるとともに女性リーダーの養成と資質の向上に努めます。	子育て共生課 関係各課
63	幅広い分野での女性の登用	上里町男女共同参画人材バンクを活用し、あらゆる分野での女性の登用に努めます。	子育て共生課 関係各課



各種指数による国際比較

HDI

(人間開発指数※)
19位/191か国

2022年

順位	国名	HDI 値
1	スイス	0.962
2	ノルウェー	0.961
3	アイスランド	0.959
4	香港	0.952
5	オーストラリア	0.951
6	デンマーク	0.948
7	スウェーデン	0.947
8	アイルランド	0.945
9	ドイツ	0.942
10	オランダ	0.941
11	フィンランド	0.940
12	シンガポール	0.939
13	ベルギー	0.937
13	ニュージーランド	0.937
15	カナダ	0.936
16	リヒテンシュタイン	0.935
17	ルクセンブルク	0.930
18	英国	0.929
19	日本	0.925
19	韓国	0.925

GII

(ジェンダー不平等指数※)
22位/170か国

2022年

順位	国名	GII 値
1	デンマーク	0.013
2	ノルウェー	0.016
3	スイス	0.018
4	スウェーデン	0.023
5	オランダ	0.025
6	フィンランド	0.033
7	シンガポール	0.040
8	アイスランド	0.043
9	ルクセンブルク	0.044
10	ベルギー	0.048
11	アラブ首長国連邦	0.049
12	オーストリア	0.053
13	イタリア	0.056
14	スペイン	0.057
15	韓国	0.067
15	ポルトガル	0.067
17	カナダ	0.069
18	スロベニア	0.071
19	オーストラリア	0.073
20	ドイツ	0.073
21	アイルランド	0.074
22	日本	0.083

GGI

(ジェンダー・ギャップ指数※)
125位/146か国

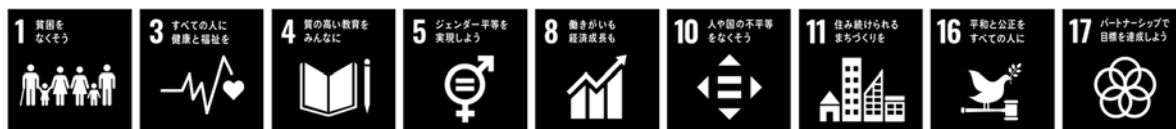
2023年

順位	国名	総合数値
1	アイスランド	0.912
2	ノルウェー	0.879
3	フィンランド	0.863
4	ニュージーランド	0.856
5	スウェーデン	0.815
6	ドイツ	0.815
7	ニカラグア	0.811
8	ナミビア	0.802
9	リトアニア	0.800
10	ベルギー	0.796
11	アイルランド	0.795
12	ルワンダ	0.794
13	ラトビア	0.794
14	コスタリカ	0.793
15	英国	0.792
16	フィリピン	0.791
17	アルバニア	0.791
18	スペイン	0.791
19	モルドバ	0.788
20	南アフリカ	0.787
~~~~~		
125	日本	0.647

資料：HDI・GII（国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書 2021-2022 年版」）

GGI（世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2023」）

### 3 基本目標Ⅲ 誰もが健やかで安全・安心に暮らせるまちづくり



#### 【1】あらゆる暴力の根絶 《上里町DV防止基本計画》

一人ひとりの人権が尊重され、心身共に健康であることは、男女共同参画社会の基本となるものです。その男女共同参画社会の形成を阻む一因であるDVは、重大な人権侵害であり、男女を問わず決して許されるものではありません。特にDVの被害者は女性の方が多く、さらにDVのほとんどが家庭内で行われているため潜在化しやすく、周囲も気づかないうちにエスカレートし被害が深刻化することも少なくありません。

本町の意識調査では、暴力被害を受けたことを「相談できなかった」「相談しようとは思わなかった」という回答が約6割を占めており、公的機関へ相談したり訴えるということのハードルが高かったり、相談先として認知されていない現状があります。

こうした状況を踏まえ、女性等に対する暴力の根絶に向け、より一層DVに関する啓発を行うとともに、被害者が相談しやすい体制や安全を確保する保護体制の充実を図り、被害者が早期に支援を受けられる体制の整備に努めます。また被害者の自立・生活再建に向けて、心理的ケアのほかに就労や住宅の確保など、経済的・心理的支援を行う必要があります。そのために、関係各課や関係機関等と連携をとりながら切れ目のない支援を図ります。

#### ①暴力の防止に向けた意識啓発

NO.	事業	取組の内容	担当課
64	DV防止の啓発活動	DV防止啓発事業など様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。	子育て共生課
65	デートDV※防止の啓発活動	冊子・パンフレットの配布等により、中学生・高校生等若年層や保護者に啓発活動を行い、デートDVについて、自分のこととして考える機会となるように努めます。	子育て共生課
66	情報誌の配布等による啓発	女性に対する暴力を防止するため、情報紙・啓発パンフレットなどの配布、関連図書及び啓発ビデオの貸し出しにより啓発活動の充実を強化します。	子育て共生課



## ②相談体制の充実

NO.	事業	取組の内容	担当課
67	相談事業の充実	DV等の相談に対応できるよう庁内の体制を整え、相談事業を実施します。	子育て共生課 関係各課
68	相談事業の周知	DV等の相談に応じるため、広報紙や町ホームページの他、様々な機会を通じて相談窓口の周知を図り、相談者が相談しやすい環境を整えます。	子育て共生課 関係各課

## ③暴力被害者の保護と支援

NO.	事業	取組の内容	担当課
69	保護支援体制の充実	関係各課と連携を行い被害者への支援体制の充実を図ります。	子育て共生課 関係各課
70	DV被害者の関係機関との連携	被害者の保護と支援のため警察、福祉事務所、婦人相談センター等DV支援に関する機関との連携を図ります。	子育て共生課 関係各課

## ④多様な自立に関する支援の提供

NO.	事業	取組の内容	担当課
71	自立に関する支援の充実	DV被害者が、避難先で落ち着いた生活を取り戻すために、心身の健康回復のための支援や面接相談・電話相談・専門相談の充実を図り、自立に向けた様々な支援を行います。	子育て共生課 関係各課

## ⑤関係機関との連携強化と防犯情報の提供

NO.	事業	取組の内容	担当課
72	非行防止夜間パトロールの実施	青少年健全育成町民会議、青少年問題協議会、青少年育成推進員、学校、警察などの協力で、年間3回のパトロールを実施します。	子育て共生課
73	各種団体への支援	防犯ボランティア団体（行政区等）に対して啓発品・防犯パトロール用品等の購入助成を行います。	くらし安全課
74	防犯灯・防犯カメラの設置	設置基準に基づき必要と思われる箇所に防犯灯や防犯カメラを計画的に設置し、犯罪予防に努めます。	くらし安全課 関係各課

## 暴力の形態

### < 身体的暴力 >

殴る・蹴る・たたく、髪をひっぱる、物をなげつける、首を絞める、突き飛ばす  
刃物などの凶器をからだにつきつける

### < 精神的暴力 >

大声でどなる、無視する、人格を否定する、大切なものを壊す・捨てる  
「誰のおかげで生活できているんだ」「かいしょうなし」などと言う

### < 社会的暴力 >

家族や友人との付き合いを制限する、電話やメールを細かくチェックする、自由に外出させない  
どこにいるか・何をしているのかチェックする

### < 経済的暴力 >

生活費を渡さない、家計管理を独占し一切知らせず手をつけさせない  
働きに出ることを禁止したり仕事を辞めさせたりする、借金を強要する

### < 性的暴力 >

嫌がっているのに性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する  
無理にポルノビデオや雑誌を見せる



### < 子供を巻き込んだ暴力 >

子供の前で暴力をふるう・非難・中傷する、自分の言いたいことを子供に言わせる  
子供に危害を加えると言って脅す

## 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



内閣府男女共同参画局では、女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めてもらうため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。

このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

## 【2】多様な立場の人々に対する支援の充実

経済情勢などの変化に伴い、非正規雇用労働者や単身世帯・ひとり親世帯の増加、ひきこもり家庭などさまざまな生活上の困難に直面する人の増加が懸念されています。近年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、このような貧困や社会的孤立など社会的に弱い立場にある人に、より深刻な影響をもたらしました。また、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合もあり、多面的に支援を行う必要があります。

男女共同参画の視点に立ち、さまざまな困難を抱えた人々が安心して暮らせるよう相談・支援体制を充実し、生活を立て直していく取組を推進します。

### ①ひとり親・貧困家庭等の支援

NO.	事業	取組の内容	担当課
75	ひとり親家庭に対する各種支援の実施	児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成などの様々な支援を実施します。	子育て共生課 健康保険課

### ②困難を抱えた方に対する支援の充実

NO.	事業	取組の内容	担当課
76	障害者相談事業の実施	身体、知的、精神障害者(児)の生活全般にわたる相談や福祉サービスの利用援助などを指定相談支援事業者に委託し実施します。	町民福祉課
77	障害者の就労支援	児玉郡市障害者自立支援協議会にて関係機関等との連絡・調整を行い、障害者の就労支援を行います。	町民福祉課
78	障害者に対する各種支援の実施	障害者総合支援法に定める地域生活支援事業、重度心身障害者医療助成における資格認定など様々な支援を行います。	町民福祉課

### ③高齢者・障害者支援の充実

NO.	事業	取組の内容	担当課
79	老人クラブへの支援	老人クラブの活動を支援することで、スポーツやコミュニティ活動への参加による健康の促進を図ります。また、地域に根差した老人クラブを目指すことで、老後も安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。	高齢者いきいき課
80	高齢者への各種支援	高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立して生活できるよう、必要に応じた在宅サービス、自立に向けたサービスの紹介、提供をしていきます。	高齢者いきいき課
81	高齢者への就労支援	高齢者の就労の機会を設けることにより、金銭的にも生活的にも豊かになり、いきいきと生活できるまちづくりを推進します。	高齢者いきいき課
82	高齢者の学習の場の提供	せせらぎ大学を開催するほか、高齢者向けの各種講座を地区公民館で開催します。	生涯学習課

### ④外国人が安心して暮らせる環境づくり

NO.	事業	取組の内容	担当課
83	異文化体験、理解等の促進	国際交流を図るため、やさしい日本語や日本語教室により、異文化体験や理解の促進に努めます。	総務課
84	外国語による生活情報の提供	国際交流協会のボランティア会員と協力し、外国人へ外国語による生活情報を提供します。	関係各課
85	外国語による母子保健事業の提供	母子健康手帳や予防接種の説明書、予診票の外国語版を提供します。また、乳幼児健診の通知についても可能な限り外国語版の対応を行います。	健康保険課
86	日本語学級	町内在住の日本語の指導を必要とする児童生徒に対し、日本語学習を支援します。更に担当教諭と通訳が協力し、学習の仕方、取り組み方、準備等の指導や支援を行います。	教育指導課

### 【3】生涯を通じた心とからだの健康促進

男女がいいきと自らの能力を発揮する基本は、一人ひとりの健康にあります。性差による身体的な特徴や違いに対する十分な理解の上、男女それぞれに対して健康づくりのための正しい情報とメニューを準備し、ライフステージに応じて、自らの心と体の健康管理や健康づくり等ができるよう、生涯を通じた健康支援の充実を図ります。

また、女性には、妊娠や出産のための身体的機能が備わっており、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。なかでも、妊娠・出産は大きな節目でもあることから、女性が自らの心と身体の健康管理ができるように、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※」の概念の十分な理解と、人権を尊重しつつ、女性の健康の保持や性と生殖に関する健康・権利等に配慮し、男女がともに尊重し合い、この権利について認識を深めることが必要となります。

#### ①性と生殖に関する理解と尊重

NO.	事業	取組の内容	担当課
87	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知	妊娠や出産について自己決定できるよう広報紙や啓発パンフレット等により、啓発に努めます。また、女性の健康は妊娠・出産と大きく関係するため、女性の健康と権利が守られるよう、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」の考え方の普及に努め、妊娠中及び出産後も女性が継続して働けるよう母性保護と健康管理について情報提供を行います。	健康保険課
88	性的マイノリティ※に関する理解促進のための啓発・教育	性的マイノリティ（LGBTQ等）等、個人の人権を尊重するための啓発・教育を行います。	子育て共生課 教育指導課
89	小・中学校における保健教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識や、生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持ち、現在及び将来の生活における性に関する問題に対して、適切な意思決定や望ましい行動がとれるよう、健康教育（性教育）の充実に努めます。	教育指導課
90	こころとからだの相談の充実	ストレス等による悩み、精神疾患などについての相談を行います。	教育指導課 健康保険課 町民福祉課

## ②健康増進事業の推進

NO.	事業	取組の内容	担当課
91	健康診査の充実	男女特有の疾患に対するがん検診の充実を推進し、また生涯を通じて健康に過ごせるよう特定健診や骨粗しょう症検診などを実施し、疾病の早期発見に努めます。	健康保険課
92	健康相談の充実	性別や世代ごとに生じる健康課題に対し、不安や心配に思うことをいつでも相談できる体制を充実させます。	健康保険課
93	健康に関する啓発の実施	男女がお互いの身体の特性を理解し、健康管理への自覚を高められるよう正しい知識の普及と啓発に努めます。	健康保険課
94	精神的サポートへの取組	不安やストレスが少しでも軽減され、必要な場合は早期に医療に繋げるなど保健師等による相談や支援を行います。	町民福祉課 健康保険課
95	スポーツ・レクリエーション参加機会の充実	男女ともにスポーツ・レクリエーションを継続して行うための啓発を行います。	生涯学習課
96	子宮頸がん予防事業の推進	子宮頸がんワクチン対象者に適切な情報提供と接種勧奨を実施していきます。	健康保険課

## ③母子保健事業の充実

NO.	事業	取組の内容	担当課
97	妊産婦健康診査・妊婦歯科健診の実施	妊産婦の健康の保持・増進を図り、安心して出産・育児が行えるよう、妊産婦健康診査・妊婦歯科健診を実施します。	健康保険課
98	子育て支援の充実	核家族化や地域の人間関係が希薄になる中、出産・育児の不安の緩和を図るため、各健診や家庭訪問にて母子等の健康や子育てを支援します。	健康保険課
99	相談事業の充実	赤ちゃん訪問や乳幼児健診、各種相談事業を充実させ、母子の健康づくりや育児不安の解消に努めます。	健康保険課

## 【4】防災における男女共同参画の推進

平時より地域における個々の役割分担を明確にし、災害時に落ち着いて行動ができるよう備えておく必要があります。災害復旧や避難所運営の場面では、女性の視点や行動力が欠かせなくなっており、男女のニーズの違いに考慮した防災対策を図る必要があります。

そこで、災害に対しては、日頃からの協力体制を構築し、男女のニーズの違いを考慮した防災対策を推進することが必要となるため、地域防災計画を策定する際や避難所運営委員会等を検討する際の女性の参加を推進し、女性の意見が届きやすい環境づくりを行うことが重要です。また、消防団女性部員の確保に努めるとともに、平時より防災活動を推進するため消防団女性部の充実を図ります。

なお、国においても、災害対策基本法が改正され、災害対策に多様な主体の参画を推進する規定が盛り込まれており、災害時に男女がともに協力して乗り越えられるよう、日頃からの協力体制を呼びかけるとともに、男女のニーズの違いを考慮し、生活に密着した防災対策を進めます。

### ①地域の防災分野における男女共同参画の推進

NO.	事業	取組の内容	担当課
100	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	町の防災力向上のため、防災に関する施策・方針決定過程における女性の参画を推進し、女性の視点を取り入れた地域防災計画の策定や見直しを行います。	くらし安全課
101	地域防災組織への女性の参画促進	男女双方の視点を取り入れた防災講座等を行い、女性の参加促進につなげます。	くらし安全課

## 4 数値目標

取組の効果を検証するため、基本目標の施策ごとに目標値を定め、評価・見直しを行います。

### 基本目標Ⅰ 誰もが人権を尊重し認め合える意識づくり

項 目	担当課	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)
「男は仕事、女は家庭」という考えについて「同感しない」人の割合	子育て共生課	64.6%	80%
男女共同参画に関する講演会、セミナー等の開催数	子育て共生課	3回	5回
男女共同参画やLGBTQに関する人権講座の開催数	生涯学習課	1回	1回
「LGBTQ(性的マイノリティ)」という言葉と意味を知っている人の割合	子育て共生課	49.9%	70%

### 基本目標Ⅱ 誰もがいきいきと活躍する環境づくり

項 目	担当課	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)
男性の育児休業取得講座の開催	子育て共生課	0回	1回
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉と意味を知っている人の割合	子育て共生課	38.4%	50%
審議会等における女性委員の割合	子育て共生課	22.1%	40%

### 基本目標Ⅲ 誰もが健やかで安全・安心に暮らせるまちづくり

項 目	担当課	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)
DV被害者のうち「相談できなかった」「相談しようとは思わなかった」人の割合	子育て共生課	58.8%	40%
特定健康診査の受診率(国民健康保険加入者)	健康保険課	35.3%	60%
防災講習会の開催数	くらし安全課	5回	6回



## 第5章 計画の推進にむけて

### 1 計画の推進体制

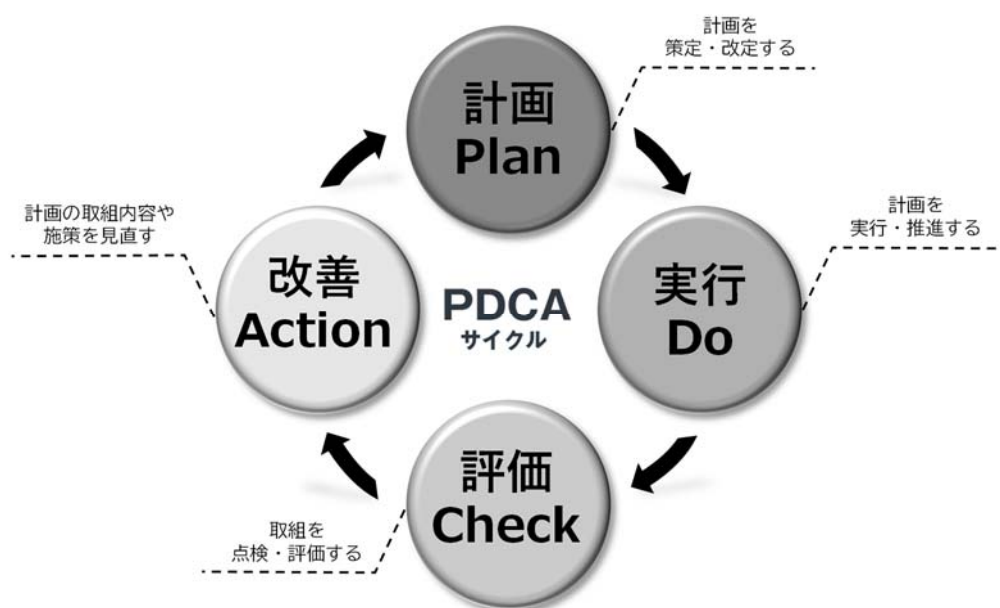
男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえた上で、あらゆる分野での取組を展開することが重要です。第4章において述べた取組について、総合的かつ計画的な施策の推進が必要なため、関係課と連携、協力し、すべての職員が男女共同参画社会の実現に向けた主体的な取組を展開していきます。

### 2 関係機関との連携の強化

男女共同参画社会の実現は、行政の力のみで達成できるものではなく、町民一人ひとりの意識によることが大きいことから、社会のあらゆる場での町民それぞれの自主的な取組が促進されるよう、環境を整備するとともに、町民や団体、事業者などとの協働体制を深め、施策の効果的な実施に向けた取組を進めていきます。

### 3 計画の進捗管理

本計画の進捗管理にあたっては、計画に掲げた施策についてPDCAサイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善））を基に、「上里町男女共同参画推進審議会」において、実施状況を点検・評価し、必要な見直しを行いながら推進します。



## 参考資料

---

- 1 策定の経過
- 2 上里町男女共同参画推進審議会委員名簿
- 3 諮問
- 4 答申
- 5 男女共同参画に関する年表
- 6 男女共同参画関連法等
- 7 上里町男女共同参画都市宣言「宣言文」
- 8 用語集

# 1 策定の経過

日 付	項 目	内 容
令和4年 8月2日	令和4年度 上里町男女共同参画推進審議会 第1回会議	・第4次かみさと男女共同参画推進プラン概要について ・男女共同参画に関する意識調査票（案）について
9月1日～ 9月25日	男女共同参画に関する意識調査の実施	
令和5年 1月30日	令和4年度 上里町男女共同参画推進審議会 第2回会議	・第4次かみさと男女共同参画推進プラン施策体系について ・男女共同参画に関する意識調査結果（速報）について
3月24日	令和4年度 上里町男女共同参画推進審議会 第3回会議	・男女共同参画に関する意識調査結果について
5月29日	令和5年度 上里町男女共同参画推進審議会 第1回会議	・第4次かみさと男女共同参画推進プラン骨子（案）について
10月4日	令和5年度 上里町男女共同参画推進審議会 第2回会議	・第3次かみさと男女共同参画推進プラン進捗状況について ・第4次かみさと男女共同参画推進プラン（素案）について
12月11日	令和5年度 上里町男女共同参画推進審議会 第3回会議	・第4次かみさと男女共同参画推進プラン（素案）について
2023年 12月22日～ 2024年 1月22日	パブリックコメントの実施	
1月29日	令和5年度 上里町男女共同参画推進審議会 第4回会議	・パブリックコメント実施結果について ・第4次かみさと男女共同参画推進プラン（最終案）について

## 2 上里町男女共同参画推進審議会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属	備 考
1号	清水 惠津子	上里町女性団体連絡協議会	副会長
	仲井 静子	上里町女性会議	会長
2号	小山 和彦	埼玉県北部地域振興センター 本庄事務所	
	田島 孝志	上里東小学校	
3号	岩田 達夫	民生委員・児童委員協議会	
	笠原 洋子	人権擁護委員	
	池田 浩美	教育委員	
	高林 美江子	識見を有する者	
4号	塚越 洋子	公募	
	村上 敏子	公募	

1号 男女共同参画社会の推進に関する活動を行っている者

2号 関係行政機関の職員

3号 識見を有する者

4号 公募による町民

### 3 諮問

子 共 第 3 3 7 号  
令 和 5 年 5 月 2 9 日

上里町男女共同参画推進審議会会長 様

上里町長 山下 博一

第4次かみさと男女共同参画推進プランの策定について（諮問）

このことについて、上里町男女がともに輝く町づくり条例第10条第3項の規定に基づき、令和6年度から令和10年度までを計画期間とする第4次かみさと男女共同参画推進プランの策定について、貴審議会に諮問いたします。

## 4 答申

令和 6 年 1 月 2 9 日

上里町長 山下 博一 様

上里町男女共同参画推進審議会  
会 長 仲 井 静 子

### 第 4 次かみさと男女共同参画推進プラン（案）について（答申）

令和 5 年 5 月 2 9 日付子共第 3 3 7 号で諮問のありました「第 4 次かみさと男女共同参画推進プラン（案）」の策定について次のとおり答申します。

### 記

当審議会は、令和 4 年 8 月 2 日から令和 6 年 1 月 2 9 日までに 7 回開催し、男女共同参画社会に向けた国内外の動きや上里町の現状等を考慮しながら、慎重に審議を重ねました。

諮問された「第 4 次かみさと男女共同参画推進プラン(案)」の策定については、上里町における男女共同参画社会の実現のため、様々な施策を体系化し、その内容は国の「第 5 次男女共同参画基本計画」や「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案したものとなっております。

新たに策定される推進プランが根付き、様々な施策が推進され、上里町の男女共同参画社会の形成が進むことを期待します。

## 5 男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	上里町の動き
1975 年 (昭 50 年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコ・シティ)で「世界行動計画※」採択	・「婦人問題企画推進本部」発足 ・総理府婦人問題担当室設置		
1976 年 (昭 51 年)	・「国連婦人の 10 年」始まる(1976 年～1985 年)	・民法一部改正(離婚後の氏の選択自由に) ・第 1 回日本婦人問題会議(労働省)	・生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置	
1977 年 (昭 52 年)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館が嵐山町に開館	・企画財政部に婦人問題企画室長設置 ・婦人問題庁内連絡会議設置 ・埼玉婦人問題会議発足	
1978 年 (昭 53 年)			・第 1 回埼玉県婦人問題協議会開催	
1979 年 (昭 54 年)	・第 34 回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択		・県民部に婦人問題企画室長設置	
1980 年 (昭 55 年)	・「国連婦人の 10 年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)―女子差別撤廃条約の署名式	・民法一部改正(配偶者の法定相続分 1/3→1/2)	・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 ・県民部に婦人対策課を設置 ・婦人関係行政推進会議設置	
1981 年 (昭 56 年)	・ILO 第 156 号条約の採択(ILO 総会)(男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)	・国内行動計画後期重点目標発表		
1984 年 (昭 59 年)	・「国連婦人の 10 年」世界会議 ESCAP 地域政府間準備会議」開催(東京)	・国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍…父系血統主義→父母両系主義)	・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	
1985 年 (昭 60 年)	・「国連婦人の 10 年」最終年世界会議開催(ナイロビ)―「ナイロビ将来戦略※」採択 ・NGO フォーラム開催	・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」成立 ・労働基準法一部改正(施行は昭和 61 年)	・「国連婦人の 10 年」最終年世界会議 NGO フォーラムに派遣団参加	
1986 年 (昭 61 年)		・「男女雇用機会均等法」施行	・「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
1987 年 (昭 62 年)		・「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」策定	・婦人対策課を婦人行政課に名称変更	
1989 年 (平元年)		・法例一部改正(婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等)		
1990 年 (平 2 年)	・「ナイロビ将来戦略」に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ・ILO 第 171 号条約(夜業に関する)採択(ILO 総会)		・「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定 ・埼玉県県民活動総合センターの開館	
1991 年 (平 3 年)		・「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画(第 1 次改訂)」策定 ・「育児休業等に関する法律」成立(施行は平成 4 年)	・婦人行政課を女性政策課に名称変更 ・埼玉県婦人問題協議会から埼玉県女性問題協議会に名称変更 ・婦人関係行政推進会議から女性関係行政推進会議に名称変更	

年	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	上里町の動き
1992 年 (平 4 年)		・初の婦人問題担当大臣設置		・埼玉県男女平等モデル市町村推進事業の指定を受ける(平成 6 年度まで)
1993 年 (平 5 年)	・世界人権会議(ウイーン)開催 ・「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)	・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)成立		・「上里町男女平等意識調査」実施 ・第 1 回生涯学習女性政策推進講演会開催 ・「考えよう男女平等」リーフレット発行 ・上里町女性会議設置(女性行動計画策定のための審議会)
1994 年 (平 6 年)	・ILO 第 175 号条約(パートタイム労働に関する)採択(ILO 総会) ・国際人口・開発会議開催(カイロ)	・総理府男女共同参画室発足 ・内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置	・「1994 彩の国の女性」発行	
1995 年 (平 7 年)	・社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ・第 4 回国連世界女性会議開催(北京)「行動綱領」「北京宣言」採択	・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正(一部は平成 11 年施行) ・ILO 第 156 号条約批准	・「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定	・「上里町女性行動計画」策定(平成 7~平成 16 年度) ・上里町女性会議解散
1996 年 (平 8 年)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・「世界女性みらい会議」開催	・上里町女性会議発足(全員公募)
1997 年 (平 9 年)		・労働基準法一部改正(女子保護規定の廃止等…施行は平成 11 年) ・男女雇用機会均等法一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定…一部を除き平成 11 年施行) ・男女共同参画審議会設置法及び男女共同参画審議会令公布 ・労働省婦人局が女性局、婦人少年室が女性少年室に名称変更 ・「介護保険法」成立	・県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更 ・女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組 ・「埼玉県職員旧姓使用取扱要綱」施行 ・女性センター(仮称)基本構想策定	・「埼玉県女性センター(仮称)誘致活動」上里町女性会議が中心となり県へ陳情
1998 年 (平 10 年)			・女性センター(仮称)基本計画策定	・上里町立女性センター建設に向けて建設委員会を設置
1999 年 (平 11 年)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	・「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する人事院規則」施行 ・「男女共同参画基本法」成立	・「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」施行	・機構改革により女性青少年課を設置 ・7 月 1 日上里町女性センターオープン ・女性センター支援グループを設置(公募)
2000 年 (平 12 年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議※」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」「成果文書」採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」成立	・「彩の国国際フォーラム 2000」開催 ・「埼玉県男女共同参画推進条例」施行 ・苦情処理機関の設置 ・訴訟支援の実施	・女性センター支援グループによる企画講座開催(平成 26 年まで実施)



年	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	上里町の動き
2001 年 (平 13 年)		・内閣府に男女共同参画局設置     ・男女共同参画会議設置     ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(通称 DV 防止法) 成立     ・「男女共同参画週間※」設定(6 月 23 日～29 日)	・女性政策課を男女共同参画課に名称変更	・女性センター愛称「ウィズ・ユー上里」に決定     ・女性センター総合相談室開設     ・町制施行 30 周年記念式典にて男女共同参画都市を宣言     ・機構改革により女性青少年課を女性こども課に改称
2002 年 (平 14 年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	・「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」策定     ・埼玉県男女共同参画推進センター(With You さたま)開設	・男女共同参画情報誌「ウィズ・ユーあなたとともに」発刊     ・女性センターに宣言記念の三角塔を設置
2003 年 (平 15 年)				・男女共同参画宣言都市奨励事業による記念式典開催     ・上里町男女がともに輝く町づくり条例制定     ・上里町女性団体連絡協議会設立
2004 年 (平 16 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法) 一部改正(暴力の定義拡大等…同年施行)     ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」一部改正(育児休業期間の延長等…平成 17 年施行)		・男女共同参画に関する標語募集     ・女性センター開設 5 周年記念講演会開催     ・女性行動計画施策に関する調査     ・女性行動計画の期間を 2 年間延長(平成 19 年 3 月まで)
2005 年 (平 17 年)	・第 49 回国連婦人の地位委員会(通称：北京+10)開催(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第 2 次)策定」		
2006 年 (平 18 年)		・「男女雇用機会均等法」一部改正(男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等…平成 19 年施行)	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	・機構改革により人権共生課に男女共同参画係設置
2007 年 (平 19 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法) 一部改正     ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「埼玉県男女共同参画推進プラン」改定	
2008 年 (平 20 年)		・「女性の参画加速プログラム」決定	・埼玉県女性キャリアセンターを開設	・第 2 次上里町女性行動計画策定庁内検討委員会設置
2009 年 (平 21 年)		・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)」策定	

年	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	上里町の動き
2010 年 (平 22 年)	・第 54 回国連婦人の地位委員会(通称:北京+15)開催(ニューヨーク)	・「第 3 次男女共同参画基本計画」策定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進の為の行動指針」政労使合意		・5 月 1 日「上里町女性センター」から「上里町男女共同参画推進センター」に名称変更 ・「かみさと男女共同参画推進プラン」策定(平成 21～25 年度)
2011 年 (平 23 年)	・国連の新しい女性機関「UN Women」発足			・「かみさと男女共同参画推進プラン」一部見直し
2012 年 (平 24 年)	・第 56 回国際婦人の地位委員会(ニューヨーク)「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	・「埼玉県男女共同参画基本計画」(7 月)策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画(第 3 次)」策定 ・働く場における女性の活躍を支援するため、埼玉県産業労働部に「ウーマノミクス課」を設置	
2013 年 (平 25 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正 ・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる		・機構改革により子育て共生課に人権・男女共同参画係設置
2014 年 (平 26 年)	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改定 2014 に『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo2014)開催		・「第 2 次かみさと男女共同参画推進プラン」策定(平成 26～30 年度)
2015 年 (平 27 年)	・第 59 回国連婦人の地位委員会(通称:北京+20)開催(ニューヨーク)	・女性・平和・安全保障に関する行動計画策定 ・子ども・子育て支援新制度スタート ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という)施行(事業主行動計画部分を除く) ・「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性活動加速のための重点方針 2015」策定		
2016 年 (平 28 年)	・第 60 回国連婦人の地位委員会「女性のエンパワメントと持続可能な開発の関連性」の合意結論と「紛争下における女性及び児童の人質解放」等決議案採択 ・女子差別撤廃条約実施状況第 7 回・第 8 回報告の審議・最終見解の公表	・「女性活躍推進法」完全施行 ・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・改正「育児・介護休業法」施行		・女性活躍推進法に基づき「特定事業主行動計画」策定(平成 28～令和 2 年度)

年	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	上里町の動き
2017 年 (平 29 年)			・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定     ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 4 次）」策定	
2018 年 (平 30 年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立・施行     ・「セクシャル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生をうけての緊急対策～」策定     ・「働き方改革を推進するための関係法規の整備に関する法律」成立（平成 31 年施行）		
2019 年 (令元年)	・第 5 回国際女性会議 WAW！W20（女性に関する政策提言を G20 に向けて行う組織体）を日本で開催	・「女性活躍推進法」改正     ・「男女雇用均等法」改正（2020 年施行。パワーハラスメント対策の義務化等）     ・「DV 防止法改正・施行（児童虐待対策、DV 被害者の保護対策の強化）」     ・「育児・介護休業法」改正		・「第 3 次かみさと男女共同参画推進プラン」策定（平成 31～令和 5 年度）
2020 年 (令 2 年)	・第 64 回国連女性の地位委員会（通称：「北京+25」）開催（ニューヨーク）	・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」作成     ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」とりまとめ（性犯罪・性暴力対策の集中強化期間（2020 年～2022 年度）の設定     ・「第 5 次男女共同参画基本計画」策定     ・「男女雇用機会均等法」改正		
2021 年 (令 3 年)		・「育児・介護休業法」改正（令 4 年 4 月から段階的に施行）     ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正		
2022 年 (令 4 年)	・第 6 回国際女性会議 WAW！2022 を日本で開催	・「男女雇用機会均等法」改正     ・「DV 防止法」改正     ・「育児・介護休業法」改正     ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定     ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 5 次）」策定	
2023 年 (令 5 年)				
2024 年 (令 6 年)				・「第 4 次かみさと男女共同参画推進プラン」策定（令和 6～10 年度）

## 6 男女共同参画関連法等

### 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日 法律第 78 号  
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日同第 160 号

#### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

**第一条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### (男女の人権の尊重)

**第三条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機

会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### (社会における制度又は慣行についての配慮)

**第四条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

##### (政策等の立案及び決定への共同参画)

**第五条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

##### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第六条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

##### (国際的協調)

**第七条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

##### (国の責務)

**第八条** 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### (地方公共団体の責務)

**第九条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### (国民の責務)

**第十条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

##### (法制上の措置等)

**第十一条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

**(年次報告等)**

**第十二条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

**第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**

**(男女共同参画基本計画)**

**第十三条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

**(都道府県男女共同参画計画等)**

**第十四条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**(施策の策定等に当たっての配慮)**

**第十五条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形

成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

**(国民の理解を深めるための措置)**

**第十六条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

**(苦情の処理等)**

**第十七条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

**(調査研究)**

**第十八条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

**(国際的協調のための措置)**

**第十九条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)**

**第二十条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**第三章 男女共同参画会議**

**(設置)**

**第二十一条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

**(所掌事務)**

**第二十二条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると

認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べることを。

**(組織)**

**第二十三条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

**(議長)**

**第二十四条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

**(議員)**

**第二十五条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

**(議員の任期)**

**第二十六条** 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

**(資料提出の要求等)**

**第二十七条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**(政令への委任)**

**第二十八条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**(男女共同参画審議会設置法の廃止)**

**第二条** 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

**(経過措置)**

**第三条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって

存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

**附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

**(委員等の任期に関する経過措置)**

**第二十八条** この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

**(別に定める経過措置)**

**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 法律第 64 号  
最終改正 令和 4 年 6 月 17 法律第 68 号

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### (基本原則)

**第二条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

**第三条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施

策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### (事業主の責務)

**第四条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### (基本方針)

**第五条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

**第六条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

**第七条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

##### （一般事業主行動計画の策定等）

**第八条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画

を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

##### （基準に適合する一般事業主の認定）

**第九条** 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

##### （認定一般事業主の表示等）

**第十条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

##### （認定の取消し）

**第十一条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

##### （基準に適合する認定一般事業主の認定）

**第十二条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十



七年法律第百十三号) 第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号) 第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

#### (特例認定一般事業主の特例等)

**第十三条** 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

#### (特例認定一般事業主の表示等)

**第十四条** 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

#### (特例認定一般事業主の認定の取消し)

**第十五条** 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

#### (委託募集の特例等)

**第十六条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行っ

たものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第十七条** 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### (一般事業主に対する国の援助)

**第十八条** 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

**第十九条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

**第二十条** 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくとも

いずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

**第二十一条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

**第二十二条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

**第二十三条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

**第二十四条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施する

ように努めるものとする。

#### (啓発活動)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

#### (情報の収集、整理及び提供)

**第二十六条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### (協議会)

**第二十七条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### (秘密保持義務)

**第二十八条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (協議会の定める事項)

**第二十九条** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第五章 雑則

#### (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

**第三十条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

#### (公表)

**第三十一条** 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

#### (権限の委任)

**第三十二条** 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### (政令への委任)

**第三十三条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

### 第六章 罰則

**第三十四条** 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

**第三十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

**第三十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

**第三十八条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第三十九条** 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

### （施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

### （この法律の失効）

**第二条** この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

### （政令への委任）

**第三条** 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

### （検討）

**第四条** 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

### （施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七

十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

### （罰則に関する経過措置）

**第三十四条** この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### （その他の経過措置の政令への委任）

**第三十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

### （施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日  
二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

### （罰則に関する経過措置）

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### （政令への委任）

**第六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

### （検討）

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄

### （施行期日）

**第一条** この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」とを削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

### （政令への委任）

**第二十八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

### （施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

公布 平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号  
最終改正 令和 5 年 6 月 14 日 法律第 53 号

## 第一章 総則

### （定義）

**第一条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配

偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### （国及び地方公共団体の責務）

**第二条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

### （基本方針）

**第二条の二** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### （都道府県基本計画等）

**第二条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### （配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### （婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### （婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

### （配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

### （配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

### （警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### （警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。



る。

#### (福祉事務所による自立支援)

**第八条の三** 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

**第九条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (苦情の適切かつ迅速な処理)

**第九条の二** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

#### (保護命令)

**第十条** 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被

害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的差しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的差恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその

他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

**第十一条** 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

**第十二条** 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### （迅速な裁判）

**第十三条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### （保護命令事件の審理の方法）

**第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### （保護命令の申立てについての決定等）

**第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### （即時抗告）



**第十六条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができる。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

**第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

#### (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

**第十八条** 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日

までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

**第十九条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

**第二十条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

**第二十一条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

**第二十二条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

### 第五章 雑則

#### (職務関係者による配慮等)

**第二十三条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

**第二十六条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

**第二十七条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

**第二十八条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

**第二十八条の二** 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者か

ら引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで 及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

**第二十九条** 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

**(経過措置)**

**第二条** 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

**(検討)**

**第三条** この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附 則** (平成一六年六月二日法律第六四号)

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**(経過措置)**

**第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

**(検討)**

**第三条** 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附 則** (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**(経過措置)**

**第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

**(施行期日)**

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**附 則** (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

**附 則** (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

**(その他の経過措置の政令への委任)**

**第四条** 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**(検討等)**

**第八条** 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

**(政令への委任)**

**第三十八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則 （令和四年六月一七法律第六八号） 抄

### （施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第五百九条の規定 公布の日

## 附 則 （令和五年五月一九法律第三〇号） 抄

### （施行期日）

- 第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 附則第七条の規定 公布の日
  - 二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

### （政令への委任）

- 第七条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

## 附 則 （令和五年六月一四法律第五三号） 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四百八十三条の改正規定、同法第四百八十九条の改正規定及び同法第四百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第五百一十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

## 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

策定 平成 19 年 12 月 18 日  
最終改正 平成 22 年 6 月 29 日

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

### 【いま何故仕事と生活の調和が必要なのか】

#### （仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

#### （働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

#### （共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

#### 〔仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌〕

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

#### 〔多様な働き方の模索〕

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

#### 〔多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性〕

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域との

つながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

#### 〔明日への投資〕

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

#### 〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

1. 就労による経済的自立が可能な社会  
経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。
2. 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会  
働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。
3. 多様な働き方・生き方が選択できる社会  
性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

#### 〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につな

がることのないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりへの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

#### (企業と働く者)

(1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

#### (国民)

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

#### (国)

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

#### (地方公共団体)

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

## 埼玉県男女共同参画推進条例

平成 12 年 3 月 24 日 埼玉県条例第 12 号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すこ

とを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある 21 世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

#### (目的)

**第 1 条** この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置※ 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

#### (基本理念)

**第 3 条** 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

#### (県の責務)

**第4条** 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

#### (事業者の責務)

**第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

#### (県民の責務)

**第6条** 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

**第7条** 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

#### (公衆に表示する情報に関する留意)

**第8条** 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

#### (県の施策)

**第9条** 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるよう努めること。
- 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
- 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
- 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動

に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

#### (埼玉県男女共同参画審議会)

**第10条** 埼玉県男女共同参画審議会（第12条第3項において「審議会」という。）は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

#### (総合的な拠点施設の設置)

**第11条** 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

#### (基本計画の策定)

**第12条** 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (苦情の処理)

**第13条** 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置



をとるように勧告等を行うものとする。

- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

#### (年次報告)

- 第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

#### (委任)

- 第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。附則この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

## 上里町男女がともに輝く町づくり 条例

平成15年5月1日 条例第24号

### 附則

基本的人権の享有及び個人の尊重は、日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国連が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯し取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等の取組が積極的に展開され、国内及び埼玉県並びに上里町においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担の意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には、いまだに多くの課題が残されている。

一方、現在の社会経済情勢を見ると急激な少子・高齢化の進展をはじめ、高度情報化、国際化などの多様な変化が進んでいる。

特に、上里町においては、農村地域から急激な都市化の波により、核家族化が進み、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性においては農村地域であるために性別による固定的な役割分担意識が残っていることや首都圏への通勤圏にはあるものの、通勤時間が比較的長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分な状況にない。

こうした現状を踏まえ、上里町においては、県内町村の先駆けとなる男女共同参画推進の拠点として女性センターを設置し、また、男女共同参画都市宣言をするなど、積極的な取組を進めている。男女共同参画の社会づくりは、今後の町づくりに欠くことのできない重要な課題として、男女が社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、お互いの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等に参画できる男女共同参画社会の実現が必要

である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現に向けて、決意を新たに、男女共同参画社会の推進について基本的な考えを明らかにし、「平等・自立・平和」を目指して男女がともに輝く明るい町づくりを推進するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

- 第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで明るい活力のある上里町の地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 町民 町内に住所を有する者又は町内に在勤在学する全ての個人をいう。
- (3) 事業者 町内において公的機関、民間を問わず、営利又は非営利を問わず事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的言動によって相手方に不快感若しくは、不利益を与え、又は就業その他の生活環境を害することをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者(過去に配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。)が相手方に対して振るう身体的、精神的、性的又は経済的暴力をいう。

#### (基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行を解消し、家庭、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、男女が個人としてその能力を発揮できる機会が確保されるよう配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、町における政策又は事業者



おける方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。

- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活等社会における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、性別、年齢及び身体上の障害の有無、国籍等に関わりなく、あらゆる差別と暴力を決して許さない社会を構築することを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 7 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会と密接な関係を有していることにかんがみ男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。
- 8 男女共同参画の推進は、これまで私的領域の問題とされてきた配偶者等からのあらゆる暴力的行為を根絶することを旨として行われなければならない。

#### (町の責務)

- 第4条 町は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。
- 2 町は、男女共同参画の推進に当たり、国、県及び他の地方公共団体と連携して施策の推進を図るとともに、町民並びに事業者と協働して取組まなければならない。

#### (町民の責務)

- 第5条 町民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に自ら積極的に参画するとともに町が行う、男女共同参画社会の推進に関する施策を推進するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女が対等に参画する機会を確保するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、町が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるとともに、男女が職業生活及び家庭生活その他の生活を両立して行うことができる多様な就業形態に配慮して就業形態の改善に努めなければならない。

#### (教育に携わる者の責務)

- 第7条 学校教育その他教育に携わる者は、教育を行うに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。
- 2 何人も、子どもの教育に当たっては基本理念に配慮し、家庭、学校及び地域において、男女が積極的に参画するよう努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

- 第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域等において、セ

クシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を行ってはならない。

#### (公衆に表示する情報に関する留意)

- 第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及びセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を助長し、かつ連想させる表現や過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 基本的施策

#### (基本計画)

- 第10条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 町長は、基本計画を策定するに当たり、町民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、上里町男女共同参画推進審議会に諮問しなければならない。
- 4 町長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 町長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ基本計画の見直しを図るものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (調査研究等)

- 第11条 町は、男女共同参画の推進に関する施策の策定等について必要な調査研究を行うものとする。

#### (啓発及び人材の育成)

- 第12条 町は、町民及び事業者と共に、男女が対等に参画することができる体制の整備が積極的に行われるよう啓発に努めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、町は、町民及び事業者と共に、男女共同参画の推進に関する啓発に努めるものとする。
- 3 町は、男女共同参画推進に関する町民及び事業者の理解を深めるために必要な人材を育成するよう努めるものとする。

#### (年次報告)

- 第13条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について年次報告書を作成し、これを公表することができる。

#### (学校教育及び生涯学習における措置)

- 第14条 町は、学校教育及び社会教育において、男女共

同参画の推進のための必要な措置を講じるものとする。

#### (町民及び事業者への支援)

**第 15 条** 町は、町民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供等その他必要な措置を講じることができる。

#### (家庭生活と職業生活との両立への支援)

**第 16 条** 町は、男女が共に家庭生活と職業生活その他の生活との両立ができるよう、子育て支援、家族介護等の必要な支援及び情報の提供等に努めるものとする。

### 第 3 章 具体的施策

#### (積極的格差是正措置)

**第 17 条** 町は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合において、町民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講じられるよう努めるものとする。

2 町は、男女共同参画の推進のため、町の組織運営において個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

3 町長その他執行機関は、附属機関を組織する委員その他の構成委員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講じるとともに、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

#### (推進体制の整備)

**第 18 条** 町は、男女共同参画社会の実現の推進に関する施策等を、総合的かつ計画的に取組むための組織の構築及び充実に努めるものとする。

2 上里町女性センターは、男女共同参画社会を実現するため、啓発・推進・相談・支援・情報発信の拠点とする。

#### (ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済等)

**第 19 条** 町は、国、県及び他の市町村、関係機関及び民間団体と連携し、ドメスティック・バイオレンスの防止及びドメスティック・バイオレンスによる被害者（次項及び第 3 項において「被害者」という。）の救済の促進を図るものとする。

2 町は、被害者の救済に係る人材の育成及び資質の向上を図るものとする。

3 町は、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済を図るため、町民及び事業者に対し、必要な支援に努めるものとする。

#### (性別による権利侵害の防止)

**第 20 条** 前条に定めるもののほか、町は、国、県及び他の市町村、関係機関等と連携し、セクシュアル・ハラスメントその他の性別による差別と暴力の防止に努めるものとする。

#### (相談及び苦情の申出への対応)

**第 21 条** 町長は、性別による差別的扱いその他男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、町民及び事業者から相談及び苦情の申出があった場合には、他の関係機関等と連携をとり、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

のとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の申出に対応するため、上里町男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

## 第 4 章 上里町男女共同参画推進審議会

#### (上里町男女共同参画推進審議会の設置)

**第 22 条** 町は、男女共同参画の推進のため必要な事項を審議するため、上里町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

**第 23 条** 審議会は、第 10 条第 3 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）及び第 11 条に定めるもののほか、町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する施策等に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、男女共同参画社会の推進に関する施策等に関する実施状況について、必要に応じ、調査し、及び町長に意見を述べるることができる。

#### (委員)

**第 24 条** 審議会の委員は、12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

(1) 男女共同参画社会の推進に関する活動を行っている者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 識見を有する者

(4) 公募による町民

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

**第 25 条** 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを選出する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

**第 26 条** 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

#### (庶務)

**第 27 条** 審議会の庶務は、所管課において処理する。

## 第 5 章 雑則

#### (委任)

**第 28 条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

**(施行期日)**

- 1 この条例は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。  
(上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例)
- 2 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 41 年上里町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

**(別表省略)**

## 7 上里町男女共同参画都市宣言「宣言文」

### 上里町男女共同参画都市宣言

神流川・烏川の流れとともに営々と生きてきた、  
豊かな緑と太陽の『上里町』  
私たちは、男女が互いに人権を尊重し、  
平等・自立・平和を基本理念として、  
心豊かな活力あふれる『上里町』の実現をめざして、  
ここに男女共同参画都市を宣言します。

- 1 私たちは、男女が対等な立場で、自立し、認め合い、  
自分の意志と責任において、  
あらゆる分野で平等に参画する『上里町』をつくれます。
- 2 私たちは、家庭・職場・地域において、  
男女がともに責任をわかち合い、  
一人ひとりの可能性を十分に発揮し、  
健康で明るく、いきいきと輝く『上里町』をつくれます。
- 3 私たちは、男女が心豊かに生き、  
次の世代を担う子どもたちが  
健やかに育つ『上里町』をつくれます。
- 4 私たちは、男女がともに力をあわせて、  
地球にやさしい環境、  
自然と共生する『上里町』をつくれます。
- 5 私たちは、男女がともに平和を願い、  
友情の輪を世界に広める『上里町』をつくれます。

平成13年11月3日

上 里 町

## 8 用語集

### －英字－

---

#### ■DV（ドメスティック・バイオレンス）

一般的には、「配偶者や恋人など綿密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」のことを示すとされている。「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる有害な影響を及ぼす言動を指している。

#### ■SDGs（エス・ディー・ジーズ）持続可能な開発目標

Sustainable Development Goals の略。2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組み、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

#### ■SNS（エス・エヌ・エス）

Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・サポートするインターネット上のサービス。

### －あ行－

---

#### ■アンコンシャス・バイアス

無意識の偏ったモノの見方・根拠のない思い込み・先入観などを意味する言葉。

#### ■育児休業

1～3歳未満の幼児を養育している労働者が、職場での身分や地位を失わないで一定期間休業ないし勤務時間の短縮により育児に専念できる制度。この制度は、性別にかかわらず利用できる。

#### ■インクルーシブ

日本語では「包み込むような／包摂的な」を意味し、「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）」とは「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念を表す。

#### ■ウーマノミクス

ウーマン＋エコノミクスの造語。女性の活躍によって経済を活性化すること。ゴールドマン・サックス証券のキャシー・松井氏が提唱した考え方。

## ■M字型曲線

女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化した際に現れる、アルファベットの「M」の形に似た曲線のこと。結婚や出産を機に一旦離職し、子育てが一段落したら再び働きだす日本の就業状況の特徴を表す用語。

## ーか行ー

---

### ■介護休業

介護を必要とする家族をもつ労働者が、介護のために一定期間休暇をとることを保障する制度。この制度は性別にかかわらず利用できる。

### ■ガイドライン

政策・施策などの指針。

### ■核家族世帯

夫婦のみ、夫婦と子ども、母親（又は父親）と子どもから成る世帯。

### ■家族経営協定

農業等の家族従事者が、意欲と生きがいを持って取り組める状況を作り出すために、経営目標、役割分担、就業条件、一般生活等について話し合い、文書で取り決めをすること。

### ■キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。

### ■合計特殊出生率

15歳～49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数。

### ■高齢化率

総人口に占める65歳以上の人の割合。

## ーさ行ー

---

### ■ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の性別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。

## ■ジェンダー・ギャップ指数（Global Gender Gap Index）

経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される世界各国の男女間の不均衡を示す指標。

## ■ジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index）

保健分野、エンパワーメント、労働市場の3つの側面から構成されており国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。値は、0が完全平等、1が完全不平等を意味している。

## ■女子差別撤廃条約

日本は昭和 60（1985）年に批准した条約であり、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定している。

## ■女性 2000 年会議

2000 年 6 月、ニューヨークの国連本部で開催された。会議では 1995 年の第 4 回世界女性会議で採択された「行動綱領」の実施状況の評価と、新たにとるべき行動とイニシアティブについて討議された。

## ■女性のエンパワーメント

女性が本来持っているが発揮できていなかった力（パワー）をつけること。力とは、自己決定能力や法的な力、経済力、政治的な力等、一人ひとりが力をつけることにより、グループ全体の力を高めていくような能力を意味する。

## ■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27（2015）年に成立した法律であり、働く場において活躍したいと希望する女性が、その個性と能力に応じて活躍できるような環境を整備することを目的とする。

## ■政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成 30（2018）年に成立した法律であり、政治分野における男女共同参画を推進するため、政党等に衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数が均等になるよう努力義務を位置付けている。

## ■性的マイノリティ（LGBTQ等）

同性愛者・両性愛者・性同一性障害者などのこと。性的少数者。セクシュアルマイノリティ。

## ■性別による固定的な役割分担意識

性の違いによって、家庭、職場等あらゆる生活の場面で分担する領域が異なっているとする固定観念のことをいう。一般的には「男は仕事、女は家庭」というように、男性と女性は初めからその役割が異なっている、というような性別による役割付けを肯定する考え方。

## ■世界行動計画

すべての国連加盟国政府および、マスメディア、労働組合、学校等に対し、従来の固定観念の洗い直しを要求し、性別役割分業の社会通念打破を目的とする。

## ■セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へ触れる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な形態のものが含まれる。

## ■積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）

男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、必要な機会を積極的に提供すること。

## ーた行ー

---

## ■男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

## ■男女共同参画週間

日本で男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるために設けられた週間。2000年12月26日に男女共同参画推進本部により毎年6月23日から6月29日までの1週間と決定された。

## ■男女雇用機会均等法

昭和60（1985）年に制定された法律であり、その後の法改正によって、性別による差別禁止、職場のセクシュアル・ハラスメント防止、妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とした不利益な取扱いの禁止、間接差別の禁止、ポジティブアクションの促進などが定められている。平成28（2016）年の改正法では、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取扱いの防止措置の義務化が定められている。

## ■単身世帯

世帯人員が一人の世帯。

## ■男性中心型の労働慣行

長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。



## ■デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者は除く）による心とからだへの暴力のこと。

## ーな行ー

---

## ■ナイロビ将来戦略

「国連婦人の10年」の目標達成のため、世界行動計画の趣旨を西暦2000年まで延長した。女性の地位向上を妨げている障害を具体的に指摘し、その克服のためになすべき国内措置を提示している。

## ■人間開発指数（Human Development Index）

基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るもので、基礎となる長寿を全うできる健康的な生活、知識、人並みの生活水準の3つの側面の達成度の複合指数となっている。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、国民所得を用いて算出される。

## ーは行ー

---

## ■パートナーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力し合って生活を共にすると約束した二人（双方又はいずれか一方が性的少数者である方）が、町長に対してパートナーであることを宣誓する制度。

## ■ハラスメント

職場において、相手方に不快感もしくは不利益を与えたり、脅威を与えたり職場環境を悪化させたりすることをいう。ハラスメントは30種類程度あり、代表的なハラスメントとして、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するマタニティ・ハラスメントなどがある。

## ■パワーハラスメント

権力や地位を利用した嫌がらせのことをいう。会社などで職権などの権力差（パワー）を背景にし、本来の業務の範疇を超えて継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為を指す。

## ■ファミリー・サポート・センター

仕事と育児の両立を支援する目的で、育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助に協力できる人（協力会員）、援助の利用も協力もできる人（両方会員）が会員として登録し、相互に援助活動を行う組織のこと。

## ■フレックスタイム制

労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つをいう。具体的には、一日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出退勤してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分けて実施するのが一般的。

## ーま行ー

---

## ■メディア

情報伝達、記憶・保管する媒体全般（新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・SNS等）を表す。

## ■メディア・リテラシー

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力。具体的には、テレビ・新聞等のマスメディアや、インターネット等の新しい情報メディアが、どのように意味を構成しているのかを理解し、その情報をただ表面的に受け止めるのではなく、それを主体的・批判的に分析して読み解く力、またこれらのメディアによって、コミュニケーションを創り出す力のことを指す。

## ーら行ー

---

## ■ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方を指す。

## ■ライフステージ

人間の一生における出生から、就学、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなど、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方をいう。

## ■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）

リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に、完全に良好な状態にあること。したがって、リプロダクティブ・ヘルスは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子供を持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由をもつことを意味する。

リプロダクティブ・ライツは、国内法・国際法及び国連での合意に基づいた人権の一つで、すべてのカップルと個人が、自分たちの子供の数、出産間隔、出産する時期を自由かつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利のこと。

## ■労働力率

15 歳以上の人口に占める労働力人口の割合。労働力人口は就業者に完全失業者を加えた人数。

## －わ行－

---

## ■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方、子育てや介護、地域や自己啓発などとのバランスを取りながら健康で豊かな生活を目指すこと。

## 第4次かみさと男女共同参画推進プラン

令和6年度～令和10年度

発 行	上里町
発行年月	令和6年3月
編 集	子育て共生課
住 所	〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518 番地
T E L	0495-35-1221（代）
U R L	<a href="http://town.kamisato.saitama.jp">http://town.kamisato.saitama.jp</a>



